

岩泉町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
岩 泉 町

第1 基本的な事項 1

- 1 町の概況 … 1
 - (1) 町の概要 … 1
 - (2) 過疎の状況 … 3
 - (3) 社会経済的発展の方向の概要 … 8
- 2 人口及び産業の推移と動向 … 9
 - (1) 人口の推移と動向 … 9
 - (2) 産業の推移と動向 … 11
- 3 行財政の状況 … 13
 - (1) 行政の状況 … 13
 - (2) 財政の状況 … 13
 - (3) 公共施設整備の現況と動向 … 16
- 4 持続的発展の基本方針 … 20
 - (1) 持続的発展の取組 … 20
 - (2) 基本的施策 … 21
- 5 持続的発展のための基本目標 … 22
 - (1) 人口に関する目標 … 22
 - (2) 地域の持続的発展のための基本目標 … 22
- 6 計画の達成状況の評価に関する事項 … 23
- 7 計画期間 … 23
- 8 公共施設等総合管理計画との整合 … 23

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 25

- 1 現況と問題点 … 25
 - (1) 移住・定住 … 25
 - (2) 地域間交流 … 26
 - (3) 人材育成 … 26
- 2 その対策 … 27
 - (1) 移住・定住 … 27
 - (2) 地域間交流 … 27
 - (3) 人材育成 … 27
- 3 計画 … 28

第3 産業の振興 29

- 1 現況と問題点 … 29
 - (1) 農業 … 29
 - (2) 林業 … 30
 - (3) 水産業 … 31
 - (4) 商業 … 32
 - (5) 鉱工業 … 33
 - (6) 観光 … 33
 - (7) 地場産業 … 34
 - (8) 企業誘致 … 34
 - (9) 起業 … 35

(10) 情報通信産業 … 35

2 その対策 … 35

(1) 農 業 … 35

(2) 林 業 … 37

(3) 水 産 業 … 38

(4) 商 業 … 38

(5) 鉱 工 業 … 39

(6) 観 光 … 39

(7) 地場産業 … 40

(8) 企業誘致 … 40

(9) 起 業 … 41

(10) 情報通信産業 … 41

3 計 画 … 41

4 産業振興促進事項 … 41

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種 … 41

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 … 41

第4 地域における情報化

46

1 現況と問題点 … 46

2 その対策 … 46

3 計 画 … 47

4 公共施設等総合管理計画との整合 … 47

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

48

1 現況と問題点 … 48

(1) 道 路 … 48

(2) 交 通 … 49

2 その対策 … 49

(1) 道 路 … 49

(2) 交 通 … 50

3 計 画 … 50

4 公共施設等総合管理計画との整合 … 50

第6 生活環境の整備

53

1 現況と問題点 … 53

(1) 水 道 … 53

(2) 下水処理 … 53

(3) 廃棄物処理 … 53

(4) 火 葬 場 … 54

(5) 消防防災及び防犯 … 54

(6) 公営住宅 … 55

2 その対策 … 55

(1) 水 道 … 55

(2) 下水処理 … 56

(3) 廃棄物処理 … 56

(4) 火 葬 場 … 56

- (5) 消防防災及び防犯 … 56
- (6) 公営住宅 … 57
- (7) その他 … 57

3 計画 … 57

4 公共施設等総合管理計画との整合 … 57

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進 61

1 現況と問題点 … 61

- (1) 子育て環境の確保 … 61
- (2) 高齢者等の保健及び福祉 … 61
- (3) 障がい者その他の保健及び福祉 … 62

2 その対策 … 63

- (1) 子育て環境の確保 … 63
- (2) 高齢者等の保健及び福祉 … 63
- (3) 障がい者その他の保健及び福祉 … 64

3 計画 … 64

4 公共施設等総合管理計画との整合 … 64

第8 医療の確保 67

1 現況と問題点 … 67

2 その対策 … 67

3 計画 … 67

4 公共施設等総合管理計画との整合 … 68

第9 教育の振興 69

1 現況と問題点 … 69

- (1) 学校教育 … 69
- (2) 生涯学習・社会教育 … 70
- (3) 社会体育 … 70

2 その対策 … 71

- (1) 学校教育 … 71
- (2) 生涯学習・社会教育 … 72
- (3) 社会体育 … 72

3 計画 … 73

4 公共施設等総合管理計画との整合 … 73

第10 集落の整備 77

1 現況と問題点 … 77

2 その対策 … 77

3 計画 … 77

第11 地域文化の振興等 79

1 現況と問題点 … 79

- (1) 芸術文化 … 79
- (2) 文化財 … 79

2 その対策 … 80

- (1) 芸術文化 … 80
- (2) 文化財 … 80
- 3 計画 … 80

第12 再生可能エネルギーの利用の推進 82

- 1 現況と問題点 … 82
- 2 その対策 … 82
- 3 計画 … 82
- 4 公共施設等総合管理計画との整合 … 82

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 83

- 1 現況と問題点 … 83
 - (1) 地域づくり … 83
 - (2) 各地域振興協議会の取組 … 83
- 2 その対策 … 86
 - (1) 地域づくり … 86
 - (2) 各地域振興協議会の取組 … 86
- 3 計画 … 88

資料編 89

- 事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 … 89

第1 基本的な事項

1 町の概況

(1) 町の概要

ア 自然的条件

本町は、岩手県の北東部に位置しています。西は北上高地、東は太平洋に臨み、東西51キロメートル、南北41キロメートル、面積は992.36平方キロメートルで、本州の町としては随一の面積を有しています。

地形は、北上高地から連なる標高1,000メートル級の山々に囲まれ、町の面積の約92%を山林原野が占め、耕地面積は極めて少ない状況で、小本川、安家川、撰待川の三つの河川がそれぞれ太平洋に注ぎ、その流域に沿って100余りの集落が点在しています。

気象は、町の中心部が盆地型で、西側の山岳地帯は高燥寒冷な高原型になっています。東側の沿岸地帯は、海洋性の気候で比較的温暖ですが、“ヤマセ”の影響で農作物が被害を受けることがあります。

イ 歴史的背景

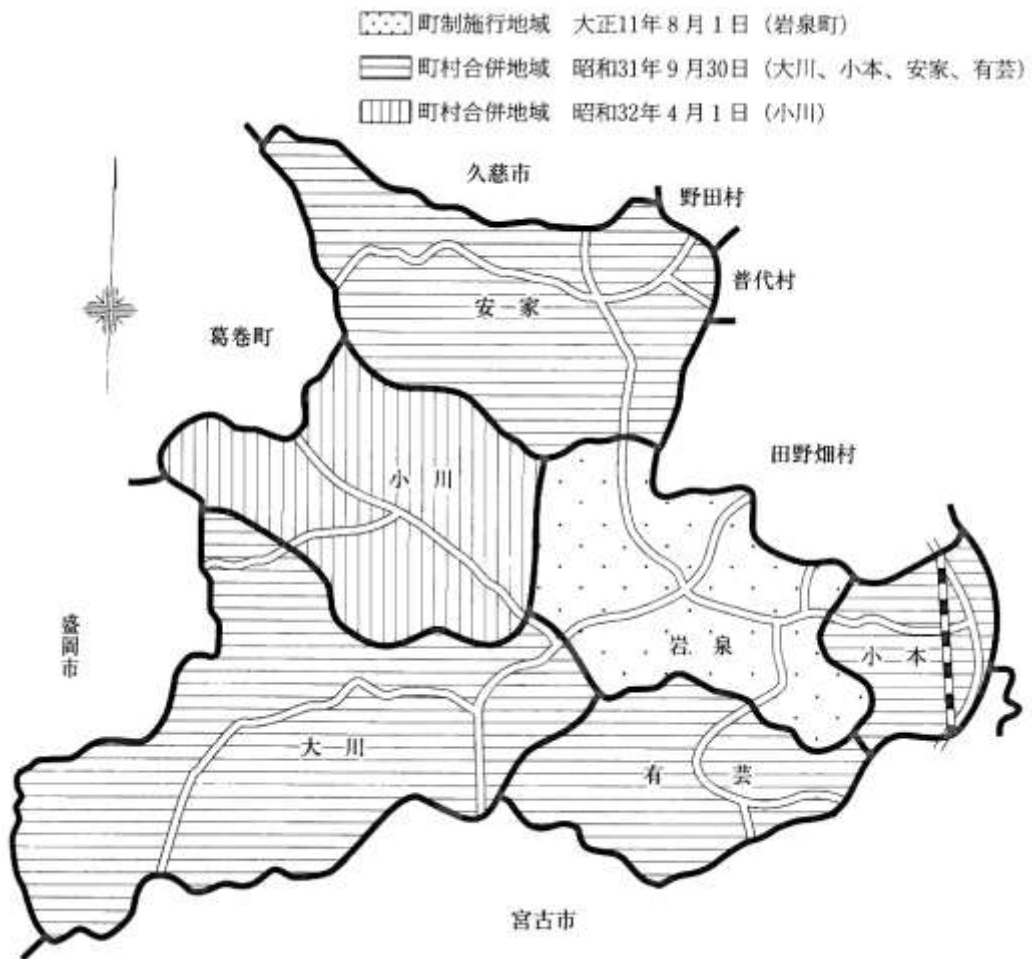
町内全域から石器や土器、土偶が発見されており、有史以前から既に住民がいたことが確認されています。

本格的な集落の始まりは、豊臣秀吉が奥州の諸所の城を取り壊し、武士階級を南部氏の城下である三戸に集中させ、一地一作の本百姓制度を打ち出した奥州仕置時代、南部26世信直の慶長年間以降からといわれています。

藩政時代の村は19か村でしたが、明治22年に町村合併が行われ、小川、大川、岩泉、小本、有芸、安家の6か村になりました。その後、岩泉村は大正11年に町制を敷きましたが、町村合併促進法に基づいて昭和31年9月30日、岩泉町、大川村、小本村、安家村、有芸村の1町4か村が合併し、翌32年4月1日には、新市町村建設促進法により小川村を編入合併し、現在の岩泉町が誕生しました。

第1 基本的な事項

<図-1>



ウ 社会的・経済的条件

本町の人口は、令和2年の国勢調査では8,726人で、昭和35年の27,813人をピークに年々減少を続け、昭和35年から令和2年までの60年間の人口減少率は68.6%と半数を超え、激減しています。

また、大幅な人口減少に加え、令和2年の高齢者比率（65歳以上）は44.3%と、約2.3人に1人が高齢者で、それに対し若年者比率（15歳以上30歳未満）は8.5%と少子高齢化が急速に進んでいます。

町内総生産について、令和4年度は32,798百万円と平成24年度と比較して、約4.6%増加したものの、県全体の総生産額に占める割合は約0.7%に留まっています。

また、令和4年度の人口一人当たりの市町村民所得は、2,277千円と県内市町村民所得と比較すると15.8ポイント下回っています。

<表-1>

総生産及び人口一人当たり分配所得

(単位：百万円（総生産）、千円（分配所得）、%)

区分 年度	総 生 産			分 配 所 得		
	町内総生産	県内総生産	対全 県比	人口一人当 たり町内分 配所得	人口一人当 たり県内分 配所得	対全 県比
H24	31,335	4,329,412	0.7	2,177	2,523	86.3
R4	32,798	4,797,050	0.7	2,277	2,704	84.2

資料：岩手県市町村民経済計算

(2) 過疎の状況

ア 人口等の動向

本町の人口は、昭和35年の27,813人をピークに年々減少しています。

国勢調査人口の10年ごとの減少率を比較した場合、昭和40年10.2%、昭和50年18.6%、昭和60年16.1%、平成7年18.2%、平成17年14.2%、平成27年17.4%、令和2年11.3%と10%台の減少率で推移し、生産年齢人口の大幅な減少が出生率の低下を招き、少子化や高齢化が進む大きな要因になっています。

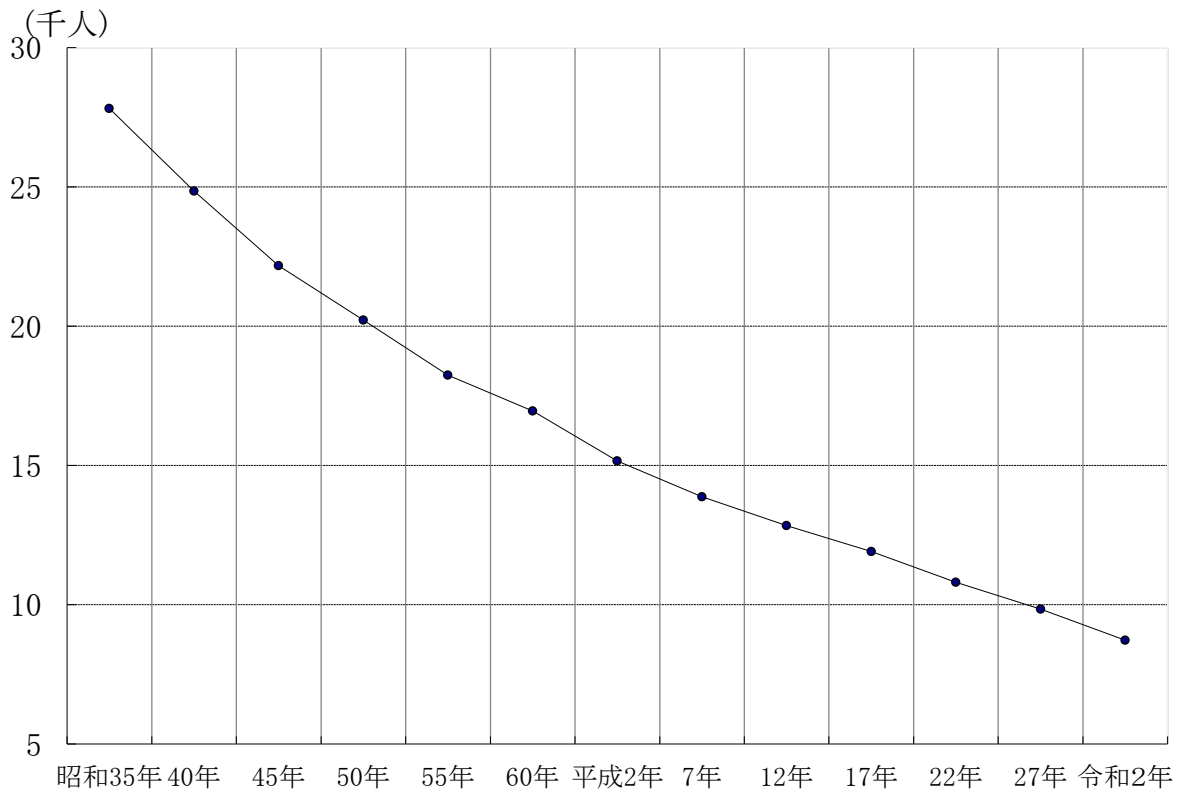
第1 基本的な事項

町の面積に占める人口の割合は、1平方キロメートル当たり8.8人と県平均の79.2人を大きく下回っています。

地域別の人口は、改良済みの国道沿いに集中し、岩泉地区が4,236人と全体の48.5%、小川地区が1,764人で20.2%、小本地区が1,516人で17.4%となっており、それ以外は大川地区が568人で6.5%、安家地区が445人で5.1%、有芸地区が197人で2.3%となっています。人口減少率では、有芸地区が89.4%、次いで大川地区88.2%、安家地区82.9%、小川地区74.9%、小本地区59.5%、岩泉地区45.6%の順となっており、山間部での減少が顕著です。

〈図－2〉

人口の推移（国勢調査）



	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人口	27,813	24,846	22,177	20,219	18,236	16,959	15,164	13,879	12,845	11,914	10,804	9,841	8,726
減少数	—	2,967	2,669	1,958	1,983	1,277	1,795	1,285	1,034	931	1,110	963	1,115
減少率	—	10.7%	10.7%	8.8%	9.8%	7.0%	10.6%	8.5%	7.5%	7.2%	9.3%	8.9%	11.3%
岩泉	7,782	8,125	7,805	7,171	6,647	6,868	6,237	5,826	5,635	5,278	4,846	4,614	4,236
小川	7,027	5,928	5,263	4,840	4,634	4,168	3,642	3,301	2,967	2,651	2,403	2,059	1,764
大川	4,809	3,944	3,292	2,713	2,300	1,666	1,419	1,210	1,038	922	829	707	568
小本	3,739	3,347	3,073	2,924	2,709	2,571	2,359	2,180	2,015	1,992	1,802	1,657	1,516
安家	2,599	2,475	2,011	1,680	1,460	1,275	1,134	999	885	792	683	575	445
有芸	1,857	1,027	733	891	486	411	373	363	305	279	241	229	197

第1 基本的な事項

イ 過疎対策の状況

過疎対策は、昭和45年度から昭和54年度まで「過疎地域対策緊急措置法」（昭和45年法律第31号）に基づいて地域資源の高度利用、農林漁業などの経営の近代化、さらには町民所得の向上や生活水準の格差の解消に努めました。

この間の事業計画額は109億2,861万円、実績額は103億9,900万円、実施率は95.2%となっています。

昭和55年度から平成元年度まで実施した「過疎地域振興特別措置法」（昭和55年法律第19号）では、若者の定住促進や交通通信体系の整備、さらには教育文化や福祉施設の整備などに取り組み、事業計画額261億7,141万円に対して実績額203億6,800万円、実施率77.8%という状況です。

平成2年度から平成11年度まで実施した「過疎地域活性化特別措置法」（平成2年法律第15号）では、若者の定住促進、雇用機会の拡大、高齢者福祉の増進、医療体制の充実、道路交通通信網の整備、教育文化の振興、生涯学習の推進、体験・滞在型観光の推進、地場産業の振興などに取り組み、計画額278億9,177万円に対して実績額310億5,787万円、実施率111.4%となっています。

平成12年度から令和2年度まで実施した「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）では、地域の資源や町の特色を生かした農林水産業などの振興、6次産業化の推進による地場産業の振興、道路網や上下水道、高度情報通信網などの生活基盤整備、地域医療体制や保健福祉の向上、教育環境の整備、また、過疎地域自立促進特別事業として介護・子育て、教育環境の充実など、過疎地域の自立促進に向けた施策に取り組み、計画額697億9,228万円に対して実績額565億4,626万円、実施率81.0%となっています。

令和3年度から令和6年度まで実施した「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）では、平成28年台風第10号からの復旧復興、魅力ある居住環境の整備、結婚・出産・子育て環境の充実、関係人口の拡大、産業の強化による働く環境の充実、持続する集落形成に向けた施策に取り組み、計画額161億1,270万円に対して実績額156億1,162万円、実施率96.9%となっています。

なお、昭和45年度から令和6年度までの54年間にわたる過疎対策費の総額は、計画額で1,508億9,677万円、実績額1,339億8,275万円、実施率88.8%となっています。

<表-2> 過疎対策の状況

区 分	計 画 額	実 績 額	実施率
昭和45年度～昭和54年度	109億2,861万円	103億9,900万円	95.2%
昭和55年度～平成元年度	261億7,141万円	203億6,800万円	77.8%
平成2年度～平成11年度	278億9,177万円	310億5,787万円	111.4%
平成12年度～令和2年度	697億9,228万円	565億4,626万円	81.0%
令和3年度～令和6年度	161億1,270万円	156億1,162万円	96.9%
計	1,508億9,677万円	1,389億8,275万円	88.8%

ウ 課題及び今後の見通し

これまでの過疎対策事業の推進で、住民生活の基盤である公共施設などの整備は着実に進んできましたが、少子高齢化の進行と人口の流出は依然として続いており、令和2年の国勢調査では、高齢化率は44.4%で、約2.2人に1人が高齢者という状況にあります。

一方、本町の基幹産業である農林水産業など地域産業の停滞に加え、地球規模での環境対策、地方分権、国の内外を含む交流の拡大、情報通信技術の発達、価値観の多様化、大規模な災害や感染症等による被害に関する危険の増大など時代の潮流は日々変化しており、新たな課題への取組も求められています。

本町が持つ優れた自然環境や資源など、地域の特性を生かした移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業振興や農林水産業の6次産業化の推進、地域における情報化、交通通信網の整備、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者などの保健・福祉の向上、個性豊かな地域づくりの推進など総合的な対策を進め、持続的発展を図る必要があります。

第1 基本的な事項

(3) 社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

本町は、古くは「たたら製鉄」が行われた鉄の産地でした。その後、木炭・酪農・養蚕の産地としても栄え、豊富な森林資源を活用した木炭製造は戦後一大産地を形成しました。

このように本町の産業は、地域の特性と資源を活用しながら発展してきましたが、燃料革命や経済の高度成長など社会の急激な変化に伴い、第1次産業中心の産業構造から、建設業、観光産業など第2次、第3次産業へと変化してきました。

昨今では、農林水産業の担い手不足などが進む一方、農産物等の安全性に対する関心の高まりなど、より安全な農産物等の生産と、地消地産による地場産品の資源循環、経済循環の創出による産業振興が必要となっています。

イ 経済的立地特性

令和4年の人口一人当たりの分配所得は2,277千円で、県平均の2,704千円に比べ84.2%と下回っています。

この格差は、生産効率の悪い地形的な条件や厳しい自然環境、高所得に結びつく雇用の機会に恵まれないことなどが主な要因として考えられますが、これらを克服するため、地域資源を最大限に活用した産業の振興を図り、生産性の向上と所得の向上に努めなければなりません。

ウ 発展の方向の概要

これまで様々な施策を講じながら、町の発展と自立に努めてきましたが、依然として人口減少に歯止めがかからない状態が続いています。これは、若者の流出による出生数の減少が大きな要因となっています。

若者の流出と出生数の減少を防ぎ、将来にわたって町を維持していくためには、雇用の創出と住宅の確保、子育てしやすい環境の整備が必要です。また、町内の全ての地域が持続していくためには、あらゆる世代の住民が安心して暮らしていくための環境整備が必要です。

これまで雇用を支えてきた農林水産業は、後継者不足や従事者の高齢化に加え、国内外の市場競争の激化により依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、町が持続的に発展していくためには、町の地域資源を最大限に活用し、経済・生活両面にわたっての諸施策を推進していくことが必要です。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

〔総人口の推移〕

人口の推移を国勢調査人口で見ると、昭和35年の27,813人をピークに、エネルギーの技術革新に伴う木炭製造従事者の流出などから人口減少が始まり、その後、高度経済成長に伴う都市部への人口流出などが拍車を掛け、令和2年には8,276人（昭和35年対比マイナス70.2%）と、半数以下まで減少しています。この間、5年間ごとに10%前後ずつ減少し、平成22年に対する令和2年の増減率はマイナス19.2%と、依然として人口減少が続いています。

〔年齢階級別人口の推移〕

年齢階級別にみると、すべての階級において割合が減少しています。特に若年者（15～29歳）比率は、昭和35年の22.5%が、令和2年には7.7%と、14.8ポイントも減少し、幼年層の人口減に大きな影響を与え、幼年層人口は昭和35年と比較すると10%以下にまで減少しており、危機的状況に陥っています。

半面、高齢者（65歳以上）比率は、昭和35年の5.4%が令和2年には44.4%と、39.0ポイント増加し、約2.3人に1人が高齢者という状況となり、超高齢社会に突入しています。

〔人口動態〕

住民基本台帳による人口動態推移では、社会動態は転出者数が転入者数を上回り、転出超過による社会減少が続いています。官公署の統合などによる雇用縮小や高校卒業生の減少などにより増減幅は減少傾向にあり、過去5年間の平均減少数は86人になっています。

自然動態は、平成元年に死亡者が出生者を上回って以降自然減少が続き、出生数の低下に伴って年々その幅は広がり、過去5年間の平均減少数は175人、令和6年は168人となっています。

第1 基本的な事項

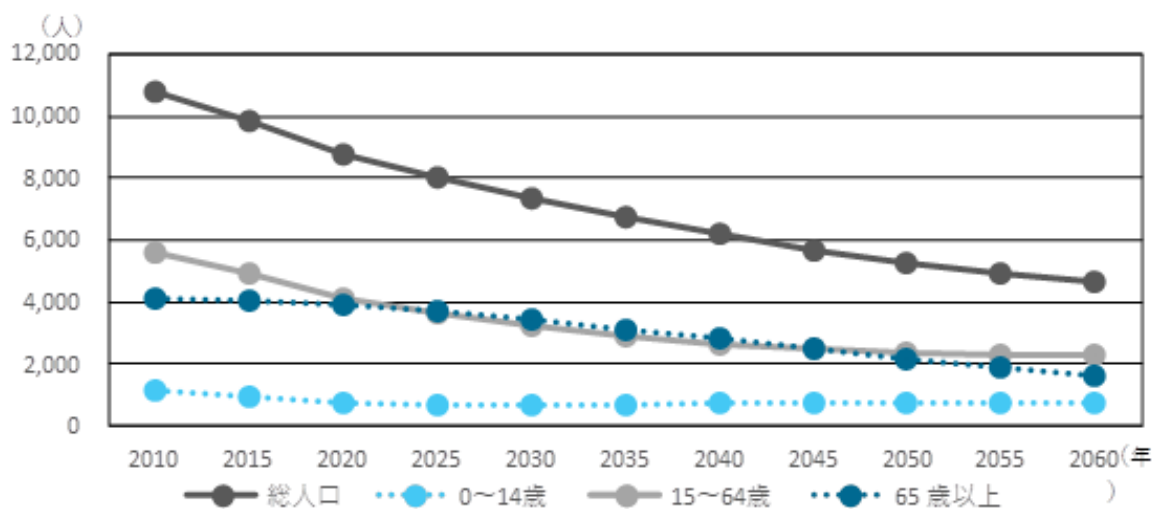
〔人口の見通し〕

令和4年度に策定した岩泉町人口ビジョンでは、岩泉町未来づくりプランを着実に推進した場合、今後35年間で5,000人前後まで人口が減少すると推測されており、令和42年の65歳以上人口割合は34.4%になると展望しています。

〈表-3〉人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,236	人 15,164	% ▲25.0	人 11,914	% ▲21.4	人 9,841	% ▲17.4	人 8,726	% ▲11.3
0～14歳	4,687	2,852	▲54.4	1,399	▲50.9	946	▲32.4	738	▲22.0
15～64歳	11,458	9,638	▲20.7	6,431	▲33.3	4,891	▲23.9	4,119	▲18.8
うち 15～29歳 (a)	3,098	2,084	▲40.5	1,193	▲42.8	824	▲30.9	673	▲18.3
65歳以上 (b)	2,091	2,674	47.2	4,084	52.7	4,004	▲2.0	3,869	▲3.4
(a)/総数 若年者比率	% 17.0	% 13.7	—	% 10.0	—	% 8.4	—	% 7.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 11.5	% 17.6	—	% 34.3	—	% 40.7	—	% 44.3	—

〈図-3〉人口の見通し（岩泉町人口ビジョン）



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	10,804	9,841	8,726	7,998	7,320	6,717	6,161	5,673	5,259	4,921	4,661
0~14歳	1,121	946	741	680	665	678	698	721	746	760	758
15~64歳	5,599	4,891	4,114	3,610	3,204	2,914	2,646	2,495	2,358	2,291	2,301
65歳以上	4,084	4,004	3,871	3,708	3,450	3,125	2,817	2,457	2,155	1,869	1,602
高齢化率	37.8%	40.7%	44.4%	46.4%	47.1%	46.5%	45.7%	43.3%	41.0%	38.0%	34.4%

(2) 産業の推移と動向

国勢調査による就業人口の総数をみると、昭和55年は8,554人でしたが、令和2年は4,187人と51.1%の減少となっています。ここ10年間の推移をみると減少の幅は小さくなってはいますが、就労者の高齢化や人口減少が労働人口の減少や消費市場の減少を引き起こして、地域経済を停滞させる要因となっています。

次に産業別の就業人口の推移をみると、第1次産業の就業人口比率は大幅に減少し、第2次産業はほぼ横ばい、第3次産業が増加しています。第1次産業の就業人口比率は、昭和55年は37.7%でしたが、令和2年は19.5%と、18.2ポイント減少しています。第2次産業の就業人口比率は、昭和55年は23.7%でしたが、令和2年は24.3%になっており、0.6ポイント増加しています。第3次産業の就業人口比率は、昭和55年は38.6%でしたが、令和2年は55.9%になっており、17.3ポイント増加しています。

第1 基本的な事項

近年の町内総生産の推移については、平成28年度の台風災害の影響により増加していましたが、令和4年度においては、復興需要等を背景に減少、分配所得も同様となっています。

〈表－4〉 産業別人口の動向（国勢調査、岩手県市町村民経済計算）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,554	人 7,418	% ▲13.3	人 5,399	% ▲27.2	人 5,004	% ▲7.3	人 4,187	% ▲16.3
第1次産業 就業人口比率	% 37.7	% 31.9	—	% 24.5	—	% 25.5	—	% 19.5	—
第2次産業 就業人口比率	% 23.7	% 25.6	—	% 23.1	—	% 23.3	—	% 24.3	—
第3次産業 就業人口比率	% 38.6	% 42.5	—	% 52.4	—	% 51.2	—	% 55.9	—
町内総生産	百万円 18,397	百万円 26,988 ※		百万円 24,535 ※		百万円 38,790		百万円 43,955	
町民分配所得	百万円 —	百万円 27,196		百万円 19,927		百万円 23,089		百万円 20,087	
一人当たり 町民分配所得	千円 1,015	千円 1,793		千円 1,673		千円 2,346		千円 2,308	

※昭和55年から平成17年は、町内純生産となります。

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

〔行政機構等〕

令和7年4月現在の行政機構は、12課5支所、5事務局です。学校は4小学校、3中学校、認定こども園は3か所設置されています。職員総数は183人で職員1人当たりの人口は42人となっています。

近年、人口減少や少子高齢化、町民ニーズの多様化・複雑化等に伴う行政需要が拡大し、新たな行政課題に対しても迅速に対応することが必要となっています。これまで「危機管理課」の新設を始め、「環境エネルギー室」の設置など、優先すべき行政需要に的確に対応すべく組織の見直しに取り組んでまいりました。

また、拡大する行政需要に対して、事務事業の改善やデジタル技術を活用した業務の効率化を図るなど計画的に職員数の抑制に努めてきました。

今後も、常に時代に即した最適な組織となるよう、展開する施策や事業を見極め、組織の再編に取り組む必要があります。

〔広域行政機構〕

宮古広域市町村（1市2町1村）は、昭和62年に食肉処理組合、衛生処理組合、消防組合など広域関連事業の一元化を図り、宮古地区広域行政組合として広域行政を推進しています。

各市町村が効率的に行政事務を執行する上で、広域行政の果たす役割は大きく、廃棄物処理の広域化・複雑化、火災・自然災害への対応等、今後とも引き続き関係市町村が共同して事務を進めていく必要があります。

(2) 財政の状況

本町の財政状況は、令和6年度の普通会計歳入決算総額123億6,275万円に対して、一般財源は30億4,615万円、歳入総額に占める割合は24.6%となっています。歳入総額における構成比は町税6.1%、地方交付税48.1%、国庫支出金9.1%、県支出金4.3%、町債10.2%となっています。

歳出は、義務的経費40億9,483万円、投資的経費22億2,354万円、歳出総額に占める割合はそれぞれ34.9%、19.0%となっています。

第1 基本的な事項

実質公債費比率は12.4%（早期健全化基準25.0%）、将来負担比率0.0%（早期健全化基準350.0%）と行政改革等の効果もあり、県内では比較的健全な状況にはありますが、経常収支比率は90.2%で財政の硬直化が懸念されます。また、自主財源比率24.6%、財政力指数0.16と極めて低く、総じて財政基盤は脆弱な状況にあることから、自立性の高い財政運営は極めて難しい状況にあります。

これまで、「岩泉町行財政改革大綱」を基本として、ふるさと納税など自主財源の確保に努めるとともに、公債費の抑制、デジタル技術を活用した行政サービスの生産性向上などを推進してきたところです。

今後についても、町民のニーズをしっかりと把握し、事業の必要性和優先順位を見極め、重点化を図りながら持続可能な財政運営に取り組んでいく必要があります。

〈表－5〉 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	10,580,494	16,093,101	13,181,412
一般財源	5,461,949	5,485,105	6,484,331
国庫支出金	1,653,319	2,945,315	2,928,495
都道府県支出金	892,864	1,383,239	681,279
地方債	1,569,200	1,948,200	1,142,700
うち過疎対策事業債	1,104,000	1,223,400	561,900
その他	1,003,162	4,331,242	1,944,607
歳出総額 B	10,133,946	15,012,812	12,502,384
義務的経費	3,292,588	3,056,083	4,035,943
投資的経費	3,271,796	7,243,709	2,886,827
うち普通建設事業	3,271,796	4,689,021	1,621,447
その他	3,569,562	4,713,020	5,579,614
過疎対策事業費	3,797,539	3,823,370	2,231,237
歳入歳出差引額 C (A-B)	446,548	1,080,289	679,028
翌年度へ繰越すべき財源 D	292,278	96,198	10,159
実質収支 C-D	154,270	984,091	668,869
財政力指数	0.15	0.15	0.16
公債費負担比率	18.2	12.8	28.6
実質公債費比率	11.6	6.3	13.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	79.7	79.4	95.9
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	10,431,718	13,421,932	14,550,816

資料：各年度決算状況（決算統計資料）

第1 基本的な事項

(3) 公共施設整備の現況と動向

ア 道路の整備状況

町道は令和6年度末現在291路線、実延長313.6キロメートルで、うち改良済延長は247.3キロメートル、改良率78.9%、舗装済延長は252.3キロメートル、舗装率80.5%となっています。二車線の道路は極めて少なく、幅員が狭い単線道路が大半を占めています。急峻な地形が多く、道路改良は難工事となる箇所がほとんどで、単位延長当たりの工事費がかさみ整備の進捗を妨げています。

道路は、町の産業振興や地域間交流、救急救命など日常生活を支える重要な社会資本です。自然環境との調和を図りながら、計画的な整備が必要です。

令和6年度末現在、町管理の農道延長は46.8キロメートル、改良率56.3%、舗装率34.3%となっており、未改良、未舗装の農道が多い状況です。また、町管理の林道延長は278.0キロメートルとなっています。

農道及び林道は、生産現場では不可欠な施設であり産業振興や流通の合理化を進める上で大きな役割を果たしていることから計画的な整備が必要です。

イ 水道の整備状況

水道の普及率は、簡易水道や飲雑用水施設などの整備によって、令和6年度末現在の普及率は70.7%という状況です。水道区域の拡張などの新たな整備は、地形的条件が厳しい上、多額の事業費を要し、維持管理費もかさむことから、小規模な飲料水共同施設へ支援を行い、未給水地域の解消に努めてきましたが、整備が充分とはいえない状況です。

未給水地域の解消と併せて、老朽化した施設の更新を進め、衛生的で安全な水を供給する施設を計画的に整備していく必要があります。

ウ 下水道の整備状況

公共下水道は、町の市街地の整備がおおむね完了しており、令和6年度末の水洗化率は75.8%という状況です。公共下水道整備区域外の地区は、住宅地が散在し、効率が悪いことから、浄化槽の設置に対し助成し、汚水処理を行っています。

快適な居住環境と自然環境の保全を図る観点からも、地域の実態にあった汚水処理施設の整備を計画的に進める必要があります。

エ 診療施設の整備状況

診療施設は、済生会岩泉病院（60床）を中心に、出張診療所6か所、歯科医院2か所となっています。医科の巡回診療は、小川・大川・小本・安家・有芸・釜津田地区を対象としているほか、歯科は町立歯科診療所の巡回診療車が無歯科医地区で診療に当たっています。

町は、中核病院としての役割を担う済生会岩泉病院に対して支援していますが、医療の高度化に伴い、診療科目の充実と医師確保に努める必要があります。

オ 教育施設の整備状況

令和7年度の学校数は7校ですが、良好な教育環境を確保するため、老朽校舎などの大規模改修や照明器具のLED化、特別教室へのエアコン設置が必要です。

令和6年の学校基本調査では、児童生徒数は439人ですが、令和12年度の児童生徒数の推計では314人となり、学校統合等、実情に即した教育環境の整備が必要です。

生涯学習・社会教育施設は、町民会館、図書館が町の中心に設置され、旧村単位に生活改善センターがあるほか、集落単位に地区公民館などがあり、地域住民の学習、交流の場として利用されています。

社会体育施設は、温水プールと体育館などを併設したB&G海洋センター、人工芝のテニスコートが4面とれる屋内多目的運動場、野球場などが整備されています。また、住民の利便性を考慮して身近な学校施設を開放し、住民の健康増進に努めています。

カ 社会福祉施設の整備状況

一般高齢者福祉施設として、高齢者の活動の場の提供を目的とした老人福祉センター、介護サービスや冬期間の在宅生活が困難な高齢者等に一定期間住まいを提供する高齢者生活福祉センター（どんぐり苑）が設置されています。

第1 基本的な事項

要援護高齢者の福祉については、高齢者が支援や介護を要する状態になった場合でも、在宅サービス事業者が、できる限り住み慣れた地域や家庭で、安全に安心して生活が継続できるよう個々に合ったサービスを提供しています。しかしながら、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護高齢者、認知症高齢者の増加に伴い、在宅での生活に不安がある人が増え、認知症グループホームや介護保険施設等の入居・入所系サービスに対するニーズが高まっていることから、今後のサービス見込量の推計に基づき、必要なサービスの確保に努めていきます。

児童福祉施設として、認定こども園が3か所に設置され乳幼児保育や延長保育などに取り組み、また、放課後児童クラブを3か所で実施し、子育て支援を行っています。多様化する保育ニーズに対応するため、今後は、子育て支援施設の総合的な整備・運営を図る必要があります。

障がい者福祉は、福祉的就労通所型サービス（いずみの里・きぼうハウス）、共同生活援助事業（岩泉町障がい者グループホーム）、相談支援事業所（クチェカ）が提供されています。障がい者が住みなれた地域で自立した生活を確保するためには重度知的障がい者及び精神障がい者も対象とした日中サービス支援型等の共同生活援助事業、家族介護者に対するレスパイトケアとしての短期入所施設も必要とされるところであり、その立ち上げ支援、運営支援が必要です。また、障がいに対する地域・職場などの理解と協力、福祉・教育・企業などの関係機関が連携した就労体制の確立や生活を支援するための環境整備が重要となっています。

<表-6> 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	31.8	57.4	65.5	69.1	78.2
舗 装 率 (%)	27.6	57.5	65.2	70.8	79.9
農道延長(市町村) (m)				46,642	46,594
耕地1ha当たり農道延長 (m)	27.9	38.2	44.1	—	—
林道延長(市町村) (m)				263,640	275,976
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.7	5.8	6.6	—	—
水 道 普 及 率 (%)	61.3	70.3	74.1	66.7	70.7
水 洗 化 率 (%)	—	—	7.5	24.5	75.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8.1	9.9	8.2	8.8	10.6

資料：公共施設状況調、農林業センサス、地域整備課、上下水道課、健康推進課

4 持続的発展の基本方針

(1) 持続的発展の取組

本町は、海、山、川など豊かな資源に恵まれている半面、厳しい地理的・地形的条件から整備コストがかさみ、道路交通網など社会基盤の整備が進まない状況にあります。また、若者の流出等による人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

これまでも、社会基盤の整備や産業振興策など様々な手段を取り入れながら、過疎からの脱却を目指し、定住化を主眼に、恵まれた自然環境など地域の特性を最大限に生かした産業の振興、住みよい生活環境の構築に努めてきましたが、さらに定住促進を進めるためには、6次産業化や地場産業の育成、特産品の開発、販路拡大を進めるなど多様な雇用の場の創出と魅力ある居住環境づくりに取り組んでいく必要があります。

令和元年度に策定した「岩泉町未来づくりプラン（令和2年度～令和8年度）（以下「未来づくりプラン」という。）」では、『希望の大地から未来の花咲くいわいずみ』をまちの将来像として掲げ、その実現に向けた方策として「笑顔と希望あふれる3つの花」の基本目標を掲げ、魅力あるまちづくりを推進しているところです。

この岩泉町過疎地域持続的発展計画（以下「岩泉町過疎計画」という。）においては、未来づくりプランを踏まえた基本目標を据えて、持続的発展のために実施すべき施策について、未来づくりプランに掲げる部門別振興計画と6つの地域振興協議会における各地域の特性に応じた地域別振興計画を推進していきます。

また、未来づくりプランでは、人口減少の抑制による希望あるまちづくりを推進することができるように、重点的・分野横断的な取組として5つの重点プロジェクトを位置付けているところです。

この5つの重点プロジェクトでは、魅力ある居住環境の整備、結婚・出産・子育て環境の充実、関係人口の拡大、産業の強化による働く環境の充実、持続する集落形成に向けた施策を推進しているところであり、岩泉町過疎計画においても、これらの施策により、持続的発展に向けた取組を推進していきます。

町が持続的に発展していくためには、町の地域資源を最大限に活用して生活の柱となる雇用の場を創出し、住宅環境の整備や子育てや教育環境の充実、高齢化に対応した介護の充実をはじめ、保健・医療・福祉の向上、持続する地域

づくりなどの施策を進めていく必要があります。また、コロナ禍を契機に、地方への関心が高まっていることから、都市部から本町への移住の促進や関係人口の拡大などの取組を強化していくことも必要です。

このため、農林水産業の6次産業化の推進や地場産業の育成、誘致企業と連携したものづくり産業の振興、自然を活用した観光産業の創出など、農林水産業、商工業、観光業それぞれの特性を生かした産業の活性化を図るほか、環境に配慮した道路網や上下水道、高度情報通信網などの社会基盤を整備し、快適で魅力ある生活環境整備を進めていきます。また、超高齢社会に対応した介護の充実や医療体制の確保、子育て環境の整備、移住者の受入や支援体制の整備、地域振興協議会を核とした地域コミュニティの維持・形成となる取組なども同時に進め、持続的発展に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 基本的施策

ア 誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る「生きがいの花」

- (ア) 健康な心身をつくる保健活動を推進します。
- (イ) 安心できる充実した医療体制を確立します。
- (ウ) 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります。
- (エ) 高齢者の笑顔と生きがいづくりを推進します。
- (オ) 障がい者が自立し心豊かに暮らせる地域をつくります。
- (カ) 地域一体による子供たちの教育の向上を図ります。
- (キ) 生涯を通じた学びの環境をつくります。
- (ク) 先人の築いた文化財を保護・活用します。
- (ケ) 多様な文化活動を推進し、情報発信します。
- (コ) 余暇を生かした豊かなスポーツライフを推進します。

イ 安全安心で豊かな生活が咲き誇る「暮らしの花」

- (ア) コンパクトな街づくりと交流を支える基盤整備を進めます。
- (イ) 使いやすくきめ細やかな公共交通網を構築します。
- (ウ) 誰もが利用できる情報通信網をつくります。
- (エ) 自然災害から命を守り安心できる地域社会を実現します。
- (オ) 支え合う地域ぐるみの協働体制を確立します。
- (カ) 魅力ある移住・定住環境を整備します。

第1 基本的な事項

(キ) 安定した水の供給と環境に配慮した汚水処理を推進します。

(ク) 自然と人間が共生する景観と環境を保全します。

ウ 地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る「なりわいの花」

(ア) 次の世代につながる持続的な農業の振興を図ります。

(イ) 森林資源の価値向上による持続ある林業の振興を図ります。

(ウ) 安定・安心な水産物を供給する水産業の振興を図ります。

(エ) 生活に豊かさをもたらす鉱工業の振興を図ります。

(オ) まちのにぎわいを創る商業・サービス業の振興と雇用の確保を図ります。

(カ) 地域資源を生かした観光業の振興を図ります。

5 持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

項目	基準値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
総人口	7,948人	7,217人
社会増減	▲80人	▲66人
出生率	1.35	2.03

(2) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る「生きがいの花」

町民一人ひとりが、安全安心で健康な生活を送ることができよう、また、生涯を通じて学びの場が確保できるよう、保健、医療、福祉、教育の充実したまちづくりを進めます。

イ 安全安心で豊かな生活が咲き誇る「暮らしの花」

安全安心で豊かで快適な生活を送ることができるよう、また、町民一人ひとりが優しさを感じるができるよう、安全で快適な生活環境が整ったまちづくりを進めます。

ウ 地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る「なりわいの花」

地域の豊かな資源を活用した農林水産業、商工業、観光などの産業の振興に努めることにより、町民一人ひとりが生き生きと働くことができるよう、また、地域経済が活性化し所得が向上していくことができるよう、地域経済が持続的に発展していくまちづくりを進めます。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度の、未来づくりプランにおける評価実施方法に基づいて、担当課における自己評価を基に、庁内評価者における庁内評価及び岩泉町総合開発審議会の専門部会における外部評価を実施し、毎年度総合計画の実施計画に反映させます。

7 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間

8 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持管理などについては、平成29年12月に策定した「岩泉町公共施設等総合管理計画」における下記方針に基づき、整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施していきます。

ア 点検・診断等の実施方針

- ・職員による日常の自主的な点検に加え、必要に応じて専門家等の点検・診断を行います。

イ 維持管理及び更新等の実施方針

- ・公共施設等に不具合がある場合には、施設の重要度や利用頻度など総合的に判断し、速やかな修繕や施設の休止など利用者に危険を及ぼすことがないよう適正な維持管理に努めます。
- ・更新及び大規模修繕に当たっては、施設の重要度や必要性、事業の年度間の平準化など総合的に検討して行います。

第1 基本的な事項

ウ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により、高度な危険性が認められた公共施設等については、速やかに修繕を実施します。また、老朽化などにより供用廃止され、かつ、今後も利用見込みのない公共施設等は順次除却します。
- ・除却までの間に事故が生じないように適切な対策を行います。

エ 耐震化の実施方針

- ・耐震化は施設の重要度や劣化状況などを総合的に判断し、優先度の高いものから計画的に実施します。

オ 長寿命化の実施方針

- ・長寿命化は一律に全ての施設を行うのではなく、将来の利用が見込まれる施設について、必要とされる年数まで耐用年数を延ばすための長寿命化を推進します。
- ・事業の実施時期を調整し、財政負担の平準化を行います。

カ 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の統合や廃止に当たっては、町民の意見を広く聞き、その反映に努めます。
- ・廃止に当たっては、他の用途への転用や廃止に伴う町の負担を検討してから行います。
- ・廃止した施設は、計画的に除却します。
- ・新たに施設を設置しようとするときは、施設の統合や複合化を検討したうえで行います。

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・職員の資質の向上を図るため、積極的に職員の研修を行います。
- ・まちづくり計画の見直しに併せて個別施設計画の見直しを行います。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住

移住・定住を促進するためには地域産業の振興と多様な雇用の場の創出、ニーズに合った居住環境の整備、そしてU I ターン者の受入や支援の体制の整備が必要です。

雇用は、企業誘致、第三セクターの育成などにより、確保してきたところですが、ものづくり産業としてさらに強化充実を図るとともに、地元根差した第1次産業の6次産業化により、若者を中心とした雇用機会の拡充に努める必要があります。

居住環境については、町内に不動産会社がないため移住・定住を希望する人が土地や住宅を容易に探すことができない実情があることから、空き家・空き地バンクの創設や宅地造成事業、民間アパート情報の発信などを進めてきたところですが、引き続き支援体制を整備していくことが必要となっています。また、空き家対策を踏まえ、地域活性化につなげる新たな取組が求められています。

U I ターン者の受入については、地域おこし協力隊制度を活用した取組を進め、これまでに45名の隊員を受け入れてきたところですが、今後もさらに積極的な取組を進めていく必要があります。

また、本町から転出した人や本町に興味を持っている人などが、本町に関わり続けられる仕組みづくりが必要であり、そのような人たちが将来的に本町に移住してくるなど人口の流入に向けて関係人口を拡大していくための取組も重要となっています。

さらに、廃校校舎等の遊休施設について、観光施設やサテライトオフィスなど、様々な分野を融合したリノベーションについて調査・研究を進め、地域に埋もれている資源を有効に活用した移住・定住の促進、関係人口の拡大を図っていくことも必要です。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(2) 地域間交流

人、物、情報の交流が地球規模で行われていますが、さまざまな人々の交流は、産業や経済、文化など幅広い分野で地域の活性化や持続的な発展につながります。

これまでも友好都市との交流、ふるさと会との交流、国内外交流研修、農業実習生の受け入れ交流、森林ボランティア受け入れ交流、郷土芸能の交流、さらには物産の交流など国内外の多くの地域と交流を深めてきましたが、この取組はまちづくりや人づくりに大いに役立っています。また、ふるさと納税返礼による町の魅力の発信や、豊かな自然や特色ある地域産業や伝統・文化にこだわったイベントなども開催し、内外との交流を深め、観光の振興や物販の促進に努めてきました。

今後もこの交流の輪を大切にし、自然、環境、資源など町の地域特性を生かして産業、教育、文化など多種多様な分野において町の情報を発信しながら一層地域間交流を進めていく必要があります。

(3) 人材育成

人口減少や高齢化により様々な分野で担い手不足の課題が生じていることから、地域社会の担い手となる人材の育成を一層強化する必要があります。

基幹産業である農林水産業では、近年、畑わさびや酪農の新規就農者が見られますが、担い手の定着が進んでこなかったことや高齢者の離農などにより、農家人口や家畜飼養頭数の減少がますます進むと予想されるため、新たな担い手の確保と育成に取り組んでいく必要があります。

地場企業では、人口減少や高齢化による雇用の確保が難しくなっていることに加え、後継者などの人材確保が大きな課題となっています。そのため、地域内外から新たな人材の確保に努めることのほか、地域経済をリードする経営者や企業者を育成していく必要があります。

各産業分野における担い手の育成を進めるため、インターンシップ等を通じた若年層の地域での生活・就業体験を促進し、地域企業へのU I ターン就職の機会拡大と地元定着を推進するとともに、岩泉高等学校において人材教育として推進している、探求型学習プロジェクトなどへの支援に取り組む必要があります。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

地域資源は昔から受け継がれてきた側面を持ち、この伝統を後世に引き継いでいくことができるように子供や若い世代に対するふるさと教育を推進することも必要です。

持続する地域社会の形成のために、地域振興協議会を中心として、地域住民自らが地域の課題や目標を共有し、その解決策や実現に向けて取り組むことのできる環境づくりと人材育成を進めていくことも必要です。

2 その対策

(1) 移住・定住

ア 農林漁業の6次産業化、第三セクターの育成支援、誘致企業支援によるモノづくり産業の拠点づくりなどに取り組み、雇用の拡大に努めます。

イ UIターン者のための就労対策やPR、相談窓口の強化に努めるほか、地域おこし協力隊制度等を活用し、移住希望者を積極的に受け入れます。

ウ 「全国版空き家・空き地バンク」に参画し、情報発信を強化します。

エ 空き家の利活用に係る支援制度の整備や移住・定住を促進する取組を行います。

オ 空き家等を活用した住環境の整備を進め、移住・定住人口の拡大を図ります。

カ 住民のニーズに合った良好な定住用の宅地の供給に努めます。

キ 廃校施設等の遊休施設の情報を広く県内外に発信し、利活用に努めます。

(2) 地域間交流

ア 体験型教育旅行など、地域の特性を生かした交流事業を推進します。

イ 集落の集会施設等を活用し、交流の場の確保に努めます。

ウ 地域の産業や伝統、文化など町の特性を生かした南部牛追唄全国大会など地域の活性化のためのイベントを開催します。

エ ふるさと納税返礼品などを充実させ、岩泉町の魅力発信にもつなげ、様々な角度から町を応援してもらえるような取組を展開していきます。

(3) 人材育成

ア 農林水産業の維持・振興を図るため、担い手の確保や育成に努めます。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

イ 地域経済をリードする経営者や企業者を育成するため、商工団体などとの連携や支援策の検討、実施に努めます。

ウ インターンシップ等の実施により、地域企業へのUIターン就職の機会拡大と地元定着を推進するとともに、岩泉高等学校において人材教育として推進している探求型学習プロジェクトなどへの支援に取り組み、次の世代を担う人材の育成に努めます。

エ 学校教育では、郷土を知り、心豊かな感性を育てる教育を行うため、地域の先達者等による地元学を推進します。

オ 地域振興協議会や地域団体と連携し、集落を支援する集落支援員の育成、確保に努めます。

カ 地域おこし協力隊が円滑に活動できるよう、スキルアップやネットワークづくりなどを支援し、地域づくりの新たな担い手の確保に努めます。

3 計 画

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する計画を次のように定めます。

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住の促進	定住促進宅地造成事業	町	地域整備課
		(4) その他	地域おこし協力隊	町
	UIターン対策事業	町	政策推進課	
	ふるさと納税特産品振興事業	町	政策推進課	
	廃校等施設利活用事業	町	政策推進課	
	住まいるづくり補助事業	町	地域整備課	
	木造住宅耐震改修事業	町	地域整備課	
	地域活性化イベント開催 南部牛追唄全国大会	実行委員会	経済観光交流課	

第3 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

本町は、広大な面積を有していますが、平坦部に恵まれないため農家一戸当たりの耕地面積が少なく、地形条件の厳しい狭小な圃場が大半です。

このため、古くから山林原野を活用した畜産と酪農が盛んに営まれてきましたが、高齢者の離農などにより、農家人口や家畜飼養頭数の減少がますます進むと予想されるため、新たな担い手の確保と育成が大きな課題となっています。

農業経営基盤である農地に関しては、集積集約が進まず、作業効率に課題がある地域が多く、次の世代の農業者のためにも、農地の集積集約化や耕作条件の改善など、生産基盤の強化整備について、集落内で話し合っていく必要があります。また、農業に関しては、ブロッコリー、畑わさびなどを振興作物として取り組み、規模拡大が図られている地域もありますが、地域又は集落ごとに振興作物を選定しながら、魅力のある農業を展開していく必要があります。さらに、有害鳥獣による農作物被害等が増加していることから、有害鳥獣対策を強化していくことも必要です。

畜産酪農に関しては、乳価、子牛価格ともに堅調に推移しており、また、一般社団法人岩泉農業振興公社によるコントラクターの利用拡大により労働力の軽減、作業の効率化が図られ、経営は安定基調にあります。自由貿易協定の動向など、今後の情勢を考えますと、低コスト生産による自給飼料の確保、施設の近代化や省力化等を図り、国内外の競争に負けないように経営基盤を強化していく必要があります。

日本短角種に関しては、これまでも山間地域を支え、景観を形成してきた歴史ある品種であり、放牧地の保全や放牧頭数の維持を図っていくことが必要です。また、短角牛肉に関しては、消費者の赤身肉嗜好が高まっていることを生かし、こだわりのある牛肉の生産や流通の再構築について、生産者とともに取り組んでいく必要があります。

日本一の生産量を誇る畑わさびを活用した6次産業化に関しては、種苗の安定供給や新たな圃場の開拓などによる栽培拡大を図りながら、わさび加工品の岩泉ブランドの確立を進めていく必要があります。

第3 産業の振興

農・林・漁業などの1次産業と連携した体験交流型観光として、町の魅力を深く知る体験コンテンツを商品化するなど、総合的な販売戦略を展開し、経済効果を上げる必要があります。

(2) 林業

本町の森林面積は、91,468ヘクタールで、町の面積の約92%（出典：令和3年度樹立岩泉町森林整備計画書）を占めていますが、この豊富な森林資源を活用した林業の振興と整備に向けた取組が必要です。

林業従事者は少子高齢化等の影響により年々減少傾向にあり、特に担い手の確保が急務となっています。また、高性能林業機械の導入による労働環境の改善は図られてはいるものの、新規就労者を確保するためには更なる労働環境の改善が必要となっています。森林の持つ公益的機能が持続的に発揮でき、誰もがその恵みを楽しむ豊かな森林づくりと、それを支える林業の活性化が重要となっています。

林業従事者について、地元の高校卒業後の進路として林業を希望する人材の発掘を図り、いわて林業アカデミーの活用を進め、その受け皿となる林業経営体の技術力・経営力の向上を支援する必要があります。また、地域おこし協力隊制度を活用した自伐型林業等の小規模林業事業者の育成も、新たな担い手として有効な手段となります。

民有林の人工林は19,966ヘクタールで、人工林率は32.6%（出典：令和3年度樹立岩泉町森林整備計画書）となっており、その多くは9齢級（41～45年生）以上の伐期を迎えた森林となっていますが、手入れが行き届かず荒廃が懸念されています。

本町は、4万ヘクタール（出典：令和3年度樹立岩泉町森林整備計画書）の広葉樹林を有していることから、近年高まりつつある国産広葉樹とFSC認証広葉樹の需要に向けた、地域内の連携による安定供給と付加価値の向上を図る必要があります。

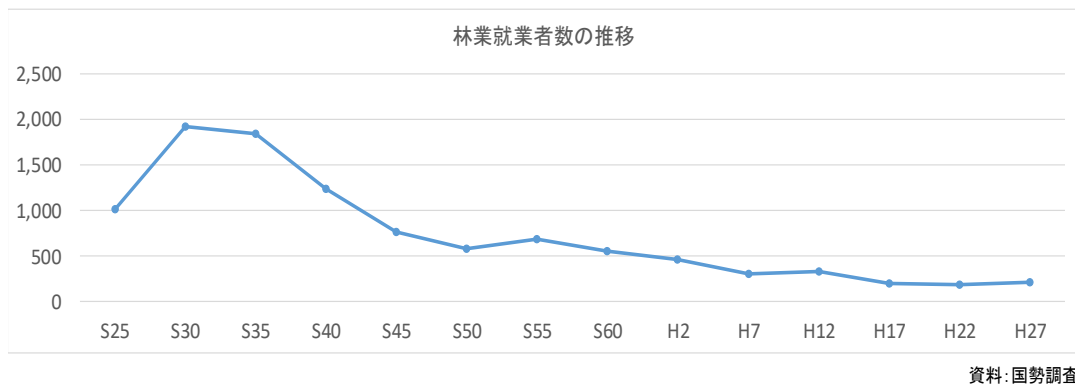
本町の沿岸部を中心にナラ枯れ被害が拡大していることから、被害木の伐倒駆除等により被害の拡大を防ぐ必要があります。

また、菌茸類、木炭など特用林産物の生産を積極的に推進し、林家の所得の向上を図る必要があります。原木シイタケについては、原木など生産資材の高騰により厳しい経営状況にあることから、原木生産や木炭生産などとの複合化

による経営の安定化を図るとともに、引き続き生産施設等の基盤整備に対する助成を行う必要があります。

これからの山づくりは、小規模所有者の団地化による施業の集約化を促進し、高性能機械の導入による施業の低コスト化や、林内路網などの基盤整備と環境に配慮した針葉樹・広葉樹が入り混じった混交林への整備が求められています。

林業の振興については、持続的安定的な木材生産を行うため、地域内の関係者による水平連携の強化として岩泉の明日の林業をつくる会の設立・運営、外部人材の活用、株式会社岩泉フォレストマーケティングの立ち上げ支援、FSC® 森林認証取得支援に努めてきましたが、さらに本町の豊かな森林資源の価値の最大化を図る必要があります。



(3) 水産業

海面漁業は、須久洞はじめ良好な漁場を有しており、サケを主体とする豊富な海産資源に恵まれています。川サケや市場での取り扱いが難しい魚など未利用資源の十分な活用に向けた取組が必要です。漁業従事者は高齢化や後継者不足の影響から大幅に減少しており、海洋環境の変化等の気候変動に対応しながら、漁業就業者の育成に向けた地域ぐるみの体制づくりが急務となっています。

漁業就業者の育成・確保について、漁家子弟や地域おこし協力隊制度の活用と併せて漁業就業を希望する人材の発掘を図り、いわて水産アカデミーの活用や漁業就業者育成協議会での取組の強化が必要です。さらに、基盤が整備されている漁家子弟を重点とした就業支援及び漁業基盤の継承を希望する移住者の定住対策を図る必要があります。

第3 産業の振興

漁業の振興については、未利用資源の活用と地域海産資源の地域での加工・流通を図るため、整備した浜の駅おもと愛土館の運営により、川サケを有効活用した加工品の開発、加工、販売に努めてきましたが、さらに浜の駅おもと愛土館の経営安定と海産資源の有効活用を図る必要があります。

また、藻場漁場における磯焼けなどにより、アワビの水揚げ量が減少傾向にあることなどから、漁業関係者と連携し良好な漁場環境の整備を図るとともに、近年の記録的なサケの不漁や種卵の確保不足によるサケ資源の持続的な確保の必要があります。

漁業活動の拠点になる漁港は、年々漁船が大型化し係留水域が狭くなっていることから、安全で効率的な漁業活動環境を整えるため、引き続き小本漁港の整備を進める必要があります。

内水面漁業は、内水面漁業協同組合等における遊漁活動強化のための河川環境の保全、魚道等の整備を行い、魚類の生育環境を整え、漁獲量の増加を図ることが重要です。

(4) 商業

小売店は、地形的な制約から各地区に分散し、小規模な集積となっています。

本町では岩泉町中小企業・小規模企業振興条例に基づく岩泉町中小企業・小規模企業振興計画を制定し、商業の低迷に歯止めをかける施策を進めていますが、人口減少による地域購買力の低下、交通網の整備による域外での購買、さらに、宅配サービスやインターネットショッピングを活用した購買が増え、依然として厳しい状況が続いています。また、経営者の高齢化や景気の低迷などから店舗数の減少と後継者不足が生じ、商業者にとって深刻な状況となっています。

このため、中心市街地の活性化が喫緊の課題であり、魅力や特長あふれる商店が増えるよう支援するとともに、賑わいの創出を図ることで商業を確立していくことが重要です。

また、うれいら商店会では訪日外国人旅行者等の誘客に向けた取組を実施するなど観光客をターゲットにする商店街づくりも進められており、これをきっかけとして全町に取組を波及させていくことも必要です。

(5) 鉱工業

地域に根ざした地元企業の発展は、町民所得の向上や雇用の安定確保につながるため、経営規模の拡大や経営改善のための資金の融資や相談は商工団体とも連携し、体制を強化する必要があります。

また、本町及び近隣市町村の豊富な地下資源や森林資源の開発などを進めるため、小本港の活用と整備を図りながら、関連企業などと連携し積極的な市場開拓に取り組む必要があります。

(6) 観光

本町は、豊かな自然環境と自然景観に恵まれ、日本三大鍾乳洞の龍泉洞をはじめ、県立自然公園早坂高原、三陸復興国立公園小本・茂師海岸、三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイル、小本川、安家川など優れた観光資源が数多くありますが、年々観光客は減少しています。

特に、本町の観光の中心になっている龍泉洞の入込数は、昭和60年度の47万人を最高に令和6年は約16万人まで落ち込んでいます。

このことから、観光客を呼び込む新たな取組として、龍泉洞の営業時間後に行う特別ツアー「ナイトドラゴンブルー」や宇霊羅山登山、外国人による商店街のまち歩きツアーといった旅行商品の開発など、現在の観光ニーズに合致した地域資源を活用する魅力ある取組も進めてきています。

しかし、依然として通過型観光が多いことや訪日外国人旅行者の伸び悩み、受入体制整備の遅れなどの課題もあることから、地域住民と一体となり持続可能な取組を検討し、進めていくことが重要です。

また、三陸沿岸道路の開通など交通整備が進み、移動時間の短縮が図られていることから、より広域からの観光客誘致に向けて、インターネットやSNSなどを活用し効果的なPRを展開するとともに、旅行会社等への積極的な働きかけを継続していく必要があります。

さらに、地域の優れた資源や素材を最大限活用し、1次産業と連携した町の魅力を深く知る体験コンテンツの商品化や岩泉町観光協会などと連携した新たな観光アクティビティの展開、恵まれた自然資源と体験観光を融合させる新たな観光産業の創出や本町でなければ味わうことのできない観光を推進していく必要があります。

第3 産業の振興

近隣市町村との連携や観光圏形成の取組など、広域連携を進め、広域全体で誘客に努めることも必要です。

(7) 地場産業

本町には、豊かな森林資源を活用した家具や木工品、山菜、焼物などの特産品があります。

これまで、地域の資源である農林水産物の付加価値を高めるとともに、雇用の拡大を図るため第三セクターを設立し、自然の恵みや豊かさをイメージしたさまざまな商品の開発に取り組んできました。国際食品品評会モンド・セレクション世界大会で世界最高品質賞を受賞した「龍泉洞の水」や「龍泉洞珈琲」は全国的に知られているほか、数多くの商品を開発し全国的な販売展開に努めています。

また、現在は、ヨーグルトなどの乳製品の加工販売も全国的に広がり、日本一の生産量を誇る畑わさび、菌床及び原木シイタケの生産拡大にも努めています。

平成26年度から拡充したふるさと納税謝礼についても、更に魅力ある特産品をラインナップし、地場産業の振興に一層努めていく必要があります。

今後も、第三セクターを中心に、地域の資源や伝統技術などを生かした市場性の高い商品開発に努め、地域資源の生産から加工、流通、販売までを一貫して行う6次産業化に取り組み、生産物の高付加価値化を促進しながら地場産業の振興を図る必要があります。

(8) 企業誘致

魅力ある企業が少ないことが若者の流出の一因になっていますが、立地条件が厳しいため本町に進出する企業は限られています。

現在、誘致企業9社が操業しており、長引く国内景気の低迷や産業の空洞化などから、企業誘致を取り巻く条件は厳しくなっていますが、若者の定住を促進するためにも、誘致企業のフォローアップを進めながら、関係機関や近隣の市町村とも連携し、粘り強く誘致活動を展開していく必要があります。

また、企業版ふるさと納税制度を通じ、新たな企業との結び付きを模索するとともに、廃校舎等遊休施設の利活用にもつながる展開も併せて行っていく必要があります。

(9) 起 業

地域に根ざした産業の発展は、地域活性化の源になります。現在、既存産業の低迷などから、地域全体の活力が低下しており、新たな視点で豊富な地域資源や埋もれている優れた技術、日々進展する高度情報技術などを生かした起業の創出が望まれています。

地域経済を活性化し、新たな雇用機会を創出するためには、地域経済をリードする経営者や起業家の育成、新事業への展開を図ろうとする企業等などへの支援が必要であり、さらには、第1次産業と商工業、観光産業との連携による新たな産業の創出なども必要です。

(10) 情報通信産業

情報通信産業は、多様な雇用の受け皿であるとともに、あらゆる産業分野や生活分野の高度化・高付加価値化に寄与する側面を持ち、本町の発展に向けて成長が期待される分野であることから、情報通信産業の振興を図ることが必要です。

2 その対策

(1) 農 業

ア 国の新規就農総合対策事業、町独自の担い手支援対策などによる新規就農者や後継者等の支援に努めます。また、農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約を促進し、経営の規模拡大や効率化を図ります。

イ 稲作は、生産調整に努めながら低コスト生産と良質米の生産を推進します。

ウ 園芸作物は、堆肥を活用した土づくりと生産基盤の整備を進めるとともに、地域に適した振興作物を選定し土壌分析、施肥設計、栽培指導や経営支援などを行いながら生産性・収益性を高め、自立する農家の育成に努めます。また、農産物の効率的な集出荷を図るための体制整備に努めます。

エ 家畜排せつ物処理施設を核とし、家畜排せつ物の適正な管理と地域内で循環活用するシステムを構築し、良質の堆肥を生産・供給した土づくりを進め、循環型環境保全農業の確立に努めます。

第3 産業の振興

- オ 畑わさびは、近年の天候不順や高齢化及び鳥獣被害等により生産量が減少していることから、その対策を進めるとともに、労働力不足の解消に努め、生産の拡大や価格の安定を図るための取組を推進します。
- カ 低農薬、低化学肥料栽培を推進し、安全で安心な農産物づくりに取り組むとともに、高齢化等に伴う労働力不足の解消に努めます。
- キ 強い農業づくり交付金や畜産クラスター事業などを導入し、畜産の環境対策を進めます。
- ク 酪農は、岩泉農業振興公社と連携し、粗飼料自給率の向上と良質粗飼料の確保を図り、低コスト生産を推進します。また、生乳の品質の向上と産乳能力の向上を目指し、牛群検定等により乳牛の改良を推進します。大牛内育成牧場では施設等環境整備に取り組み、農家の負担軽減のため預託牛の受け入れに努めます。
- ケ 牛乳処理加工施設を中心に、生産者が自ら加工、販売まで一貫して行い、高付加価値化を図り、ブランド化を進めます。
- コ 日本短角種は、自然環境を生かした夏山冬里方式を維持しながら地域内一貫生産体制の確立を図ります。
- サ 黒毛和種は、増頭を進めるとともに、優良繁殖雌牛の導入を図り、畜産農家の経営安定に努めます。
- シ 生産性の向上や農地の利用集積を進めるため、複雑な地形など立地条件に応じた、農業生産基盤の整備を推進します。
- ス 日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）を活用し、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保に努めます。
- セ 農業生産法人以外の法人による農業参入や機械化を進め、遊休農地などの有効活用に努めます。
- ソ 地域の実態に即した家畜診療のありかたについて、家畜改良や飼養管理の指導面を合わせて体制の確立に努めます。
- タ 野生鳥獣による農作物被害を防ぎ、農業の維持・振興を図るため、有害鳥獣対策及び捕獲技術者の育成・技術向上等の環境整備に努めます。

(2) 林業

- ア 林業体験会の実施、いわて林業アカデミーの活用による担い手確保に努めます。
- イ 高性能林業機械の導入や安定雇用に向けた支援を行い、林業経営体の育成を図ります。
- ウ 地域おこし協力隊制度を活用した幅広い人材の確保に努め、自伐型林業の育成支援など多様な林業経営体の育成に努めます。
- エ 森林の持つ公益的機能を維持・増進させ、適切な森林管理を図るために、森林づくり事業による私有林の間伐促進を支援し、また、森林経営管理制度を活用した計画的な森林整備を進めます。さらに、伐倒駆除等により、ナラ枯れ被害の拡大を防ぎます。
- オ 広葉樹林の育成天然林施業を進め、用材、シイタケ原木、木炭生産、養蜂業などへの利活用を促進します。
- カ 収益性の高い林業経営のため、効果的な森林基幹道、森林管理道などの開設及び改良整備を進めます。
- キ シイタケ生産施設等の基盤整備に対する支援をします。
- ク キノコなどの特用林産物や林間わさび、山野草の栽培、木炭などの生産と販売を促進します。
- ケ 森林施業に係る各種補助制度の周知と施業の集約化を促進します。
- コ 森林認証林の拡大に取り組むとともに、町有林などの認証森林を環境学習やレクリエーションの場とするなど有効活用に努めます。
- サ 森林の持つ癒し効果など多面的な機能を生かした森林セラピーへの取組を進めます。
- シ 間伐材、未利用木質資源の有効活用を図るため、薪ストーブなどの木質バイオマス燃料の新たな取組を進めていきます。
- ス 間伐材の利用と間伐促進の新しいモデルとして、社会に定着することを目指した森の町内会事業を支援します。
- セ 広葉樹木材、F S C®森林認証木材の安定供給と高付加価値を図るため、原木市場機能やストック機能などを有した地域木材流通拠点の検討を進めます。

第3 産業の振興

(3) 水産業

- ア 漁業生産活動の基地となる小本漁港の整備を進めます。
- イ アワビなどの人工種苗及びヒラメなどの稚魚放流を積極的に進めます。
- ウ 藻場の持続的な資源確保を図るため、良好な漁場整備に努めます。
- エ ウニの水揚げ量と品質向上を図るため、採餌環境の改善に努めます。
- オ 漁業収益の向上を図るため、水産物の鮮度や品質向上、6次産業化による高付加価値化の促進に向けた環境整備を行います。
- カ コンプ、ワカメなどの養殖漁業は、外洋での養殖であるため品質が良く、付加価値化が期待できることから、担い手の確保等による生産量の拡大に努めます。
- キ 河川の清流化に努め、アユ、ヤマメ、イワナなどの放流を計画的に進めるとともに、水産資源の増殖に努めます。
- ク 生息環境の整備に努めながら、清流を生かした淡水魚などの増殖について調査、検討を進めます。
- ケ 水産関係機関新規就業者の受け入れを支援するとともに、関係団体・企業などの連携による人材育成、後継者育成を図ります。

(4) 商業

- ア 商店街の活性化と集客力を高めるため、個店のPRに努めるほか、うれいら商店街とタイアップしたイベントの開催により、賑わいのある商店街づくりに努めます。
- イ 魅力的な岩泉ブランドの商品を拡大していくため、デザインやインターネット販売について環境整備の支援を検討します。
- ウ 関係団体と連携し、観光客を商店街に誘導する方策、空き店舗を有効に活用した方策の研究を進めます。
- エ 観光客も意識しながら消費者ニーズにこたえる地域密着型の商店街づくりのために、各種の制度を活用し、活性化のための事業導入を検討します。
- オ 制度資金、設備貸与制度などの利用促進と利子に対する助成を行います。
- カ 町内の企業・教育機関と連携し、町内への就職率の向上を図ります。
- キ 商工会及びスタンプ会組織の強化により、商店街の振興を図ります。

(5) 鉱工業

- ア 企業が経営改善を行い、生産性を向上させ、コストの低減を図る場合の融資制度について周知徹底を図ります。
- イ 商工会や指導機関と連携し、企業経営の近代化、高度化のための調査、研究を進めます。
- ウ 各企業の体質強化を図るために、経営診断を積極的に進めます。
- エ 企業の技術研修、交流機会の拡充に努めます。
- オ 硬質砂岩等の地下資源等の有効活用を図るため、小本港の整備促進に努めます。

(6) 観光

- ア 資源活用型観光産業と新たな資源の発見・活用による交流型観光の研究を進めます。
- イ 恵まれた自然環境を生かすため、人と自然で醸し出す心休まる田舎、魅力ある田舎づくりを進め、体感・交流観光に取り組みます。
- ウ ふれあいらんど岩泉を町民の憩いの場としての機能向上や町外からの観光客のニーズに合わせた魅力的な施設整備に努めます。
- エ 宣伝活動は、観光関係者・団体、旅行会社などと連携し、積極的に展開します。
- オ 各種観光キャンペーンの実施、観光パンフレットの発行、インターネットなどを活用し、情報発信を強化します。
- カ 沿岸部の近隣市町村による連携や盛岡市周辺市町村による観光圏形成の取組など、広域連携を進め、広域全体での誘客に努めます。
- キ 貴重な田舎の原風景の保護・保存や演出、景観の形成を進め、既存の観光資源の活性化を図ります。
- ク 観光施設経営の効率化とサービス向上のため、民間活力の導入による経営委託などを推進します。
- ケ 龍泉洞園地再整備基本構想を進め、周辺環境と龍泉新洞及び龍泉洞青少年旅行村等の再整備に努めるとともに、龍泉洞を中心とした観光情報の提供、PRに努めます。

第3 産業の振興

- コ 老朽化した観光施設の改修を行い、リニューアル効果による施設のイメージアップを図り、また、インバウンドにも対応した統一的な観光誘導看板などを設置し、円滑な町内観光の回遊や波及効果の拡大を図ります。
- サ 三陸ジオパークを活用した交流人口の拡大を図るため、ガイド養成などを推進します。
- シ 町内のホテル、旅館、民宿、売店など観光関連団体と連携し、観光客の拡大と観光産業の振興を図ります。

(7) 地場産業

- ア 第三セクターの体質強化、支援に努めるとともに、農林水産物などの地域素材を生かした市場性の高い商品開発を進め、高付加価値化を促進します。
- イ 地場製品の生産、加工、流通販売施設などの適正な管理を図り、地場製品の販売促進と6次産業化の推進に努めます。
- ウ 都市部での物産展の開催のほか、市場調査、情報収集を行い、地場製品の販路拡大に努めます。また、町内企業、商工、観光などの関係団体と連携し、新たな特産品開発や情報発信に取り組み、町の魅力向上や地域経済の活性化を図ります。
- エ 特産品業者の団体や陶芸・工芸グループなどの育成と技術の向上、販路の拡大に努めます。
- オ 観光など地域産業との協調、連携、また、地元農業者等との実習活動などを通じた地場産業の振興に努めます。

(8) 企業誘致

- ア 雇用の場を拡大し、若者の定住を図るため、積極的に誘致活動を進めます。
- イ 企業訪問の実施などにより、企業ニーズの的確な把握に努めるとともに、立地企業に対する優遇措置の充実に努めます。
- ウ 近隣市町村や関係機関とも連携し、広域的な誘致活動を展開します。
- エ 誘致立地企業のフォローアップを進め、二次展開と雇用事業の拡大に努めます。
- オ 首都圏の企業等に対する情報提供・交換の場を設定し、活動展開します。

(9) 起 業

ア 商工団体などと連携し、創業希望者や新事業の展開を図る企業を支援します。

イ 農林水産業や商工業、観光産業の連携による地域資源を活用した新たな産業創出のための取組を推進します。

(10) 情報通信産業

情報通信産業の起業・創業を促進するため、商工団体などと連携し、創業希望者に対する支援に努めます。

3 計 画

産業の振興に関する計画を次のように定めます。

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間
岩泉町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 その対策」「3 計画」のとおり

なお、産業の振興を促進するため、近隣市町村や関係機関等との連携に努めます。

第3 産業の振興

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	地域農業計画実践支援事業 わさび畑造成等	任意組合	農林水産課
		いきいき農村基盤整備事業 田畑区画拡大 湧水処理	町	農林水産課
	林業	森林づくり事業 間伐高上げ補助 作業路開設補助 間伐材利用促進 造林促進	森林組合等	農林水産課
		町有林造成事業 除伐 除間伐 枝打等 350ha 作業道整備 10,000m	町	農林水産課
		森林病虫害等駆除事業 衛生伐作業等	町	農林水産課
	(2) 漁港施設			
		漁港施設等整備事業補助金 (水産物供給基盤機能保全事業)	町	地域整備課
		農山漁村地域整備交付金 (海岸施設機能保全事業)	町	地域整備課
	(3) 経営近代化施設			
	農業	岩泉農業振興公社施設等更新事業 作業機械等整備	町	農林水産課
		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 機械装置及び施設整備	協議会	農林水産課
		酪農労働力省力化対策事業 機械装置及び施設整備	協議会	農林水産課
	林業	シイタケ主産地形成促進事業 (原木シイタケ) ほだ木造成	生産組合等	農林水産課
		持続ある豊かな森林造成事業(高性能林業機械化 促進事業) 高性能林業機械導入	素材生産事業者等	農林水産課
	(4) 地場産業の振興			
	流通販売施設	小本地区地域資源利活用施設整備事業	町	農林水産課
		安家産直施設整備事業	任意組合	農林水産課
	(7) 商業			
	その他	商工会育成強化・運営事業費補助	町・商工会	経済観光交流課

第3 産業の振興

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		商工業振興対策事業 中小企業振興資金融資原資貸付金	町	経済観光交流課	
		商工業振興対策事業 中小企業設備機械類貸与利子補給	町	経済観光交流課	
		商工業振興対策事業 中小企業退職金共済事業補助	町	経済観光交流課	
		商工業振興対策事業 中小企業振興資金信用保証料補給補助	町	経済観光交流課	
		商工業振興対策事業 中小企業振興資金利子補給	町	経済観光交流課	
		小規模事業者経営改善資金利子補給	町	経済観光交流課	
	(9) 観光又はレクリエーション				
		早坂高原トイレ改修事業	町	経済観光交流課	
		龍泉洞温泉ホテル設備改修事業	三セク	経済観光交流課	
		龍泉洞園地再整備事業	町	経済観光交流課	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業		担い手対策事業(次世代就農者支援事業)	町	農林水産課
			果樹経営支援対策事業	町	農林水産課
			岩泉農業振興公社運営費補助金	町	農林水産課
			岩泉町有害鳥獣捕獲等支援補助金	猟友会	農林水産課
	企業誘致		漁業就業者育成支援事業	協議会	農林水産課
			企業立地補助金・奨励事業	町	政策推進課
	(11) その他				
		小本港建設事業負担金	県	政策推進課	
		岩泉町観光協会運営補助事業	町	経済観光交流課	
		ジオパーク推進事業	町	経済観光交流課	
		特産品販路拡大推進事業(地場産品販路開拓進事業)	町・岩泉特販部	経済観光交流課	
		離職者資格取得支援事業	町	経済観光交流課	
		龍泉洞溪流釣り事業補助	町・小本川漁協	経済観光交流課	

第3 産業の振興

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		担い手対策事業(次世代就農者支援事業)	町	農林水産課
		農業青年クラブ育成事業	農村青年クラブ	農林水産課
		担い手経営支援事業	町	農林水産課
		中山間地域いきいき暮らし活動支援事業	集落組織等	農林水産課
		多面的機能支払交付金事業	活動組織	農林水産課
		野菜等出荷輸送補助事業	農協	農林水産課
		農作物被害防止対策事業 電気牧柵・シカ防護網導入補助	農協	農林水産課
		畜産振興総合整備事業(乳用牛群検定普及定着 化推進事業)	農協	農林水産課
		肉用牛肥育経営安定対策事業(新マルキン)	畜産協会	農林水産課
		岩泉町日本短角種肥育経営安定特別対策事業	畜産協会	農林水産課
		肉豚経営安定対策事業	町	農林水産課
		町有牛管理事業	町	農林水産課
		牧道修繕事業	町	農林水産課
		日本短角種放牧頭数維持支援事業	生産組合	農林水産課
		日本短角種肥育素牛預託事業 肥育素牛預託利子補給	農協	農林水産課
		利用自粛牧草等処理円滑化事業	町	農林水産課
		乳用牛群総合改良推進事業補助金(町単事業)	組合	農林水産課
		中山間地域等直接支払交付金事業	町	農林水産課
		小本川土地改良区施設維持管理適正化事業	町	農林水産課
		農業共済掛金助成事業	町	農林水産課
		取入保険掛金助成事業	町	農林水産課
		農地中間管理事業	町	農林水産課
		やまぶどう原料生産拡大事業	三セク・生産者	農林水産課
		畑わさび生産拡大支援事業	協議会	農林水産課
		持続ある豊かな森林創造事業(担い手確保事業)	町	農林水産課
		持続ある豊かな森林創造事業(意向調査事業)	町	農林水産課

第3 産業の振興

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		持続ある豊かな森林創造事業(ナラ枯れ対策事業)	町	農林水産課
		持続ある豊かな森林創造事業(安定雇用対策支援事業)	町	農林水産課
		森林・山林多面的機能発揮対策補助金	協議会	農林水産課
		森林整備地域活動支援交付金事業	森林組合等	農林水産課
		町産材利用拡大事業	町	農林水産課
		地域木材流通拠点整備事業	町	農林水産課
		原木シイタケ生産拡大支援事業	生産組合	農林水産課
		木炭の里づくり事業	生産組合	農林水産課
		特用林産施設体制整備復興事業	三セク	農林水産課
		畑わさび栽培林間活用促進事業	町	農林水産課
		鳥獣被害対策実施隊員報酬	町	農林水産課
		有害鳥獣捕獲等報償費	町	農林水産課
		有害鳥獣捕獲個体処理対策事業	町	農林水産課
		射撃場等整備事業	猟友会	農林水産課
		淡水魚増殖事業	河川漁協	農林水産課
		小本地区地域資源利活用施設運営事業(指定管理)	町	農林水産課
		磯焼け対策事業	町	農林水産課
		道の駅いよいよみ屋根改修事業	町	経済観光交流課
		大牛内育成牧場環境整備事業 (設計監理、施設・設備・機械等整備、草地造成)	町	農林水産課

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

情報技術の進展は目覚ましく、情報通信基盤の確立とともに、様々なサービスが、日々の暮らしや産業経済活動にも大きな変革をもたらしています。

携帯電話やスマートフォン、インターネットは、今や住民生活になくてはならない情報インフラとなっています。本町では、地域情報通信基盤整備事業により全町に光ファイバー網の敷設がなされ、IP告知端末による行政情報の提供が行われています。

また、町全域に超高速インターネットの環境が整備されたことにより、通信事業者による高速インターネット接続サービスが開始され、情報格差の是正が進んでいるほか、ICTの利用拡大が期待されます。

携帯電話は、急峻な地形からその利用可能範囲が狭く、採算性の問題などから整備が困難とされた中で、国及び携帯電話事業者への要望活動により不感世帯が大幅に改善され、また、平成26年度から開始したフェムトセルを活用した不感世帯解消事業により、令和3年度には99.5%のカバー率（世帯割合）となっています。今後も、高速インターネット網を利用した不感世帯解消の取組が必要です。

テレビは、テレビ共聴組合のケーブルテレビへの移行による住民の受信施設維持管理負担の軽減など、ICTの利用拡大を図っていくことが必要です。

地域への防災情報の伝達は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、IP告知端末、防災行政無線及びSNSによる伝達によって、多くの町民に迅速かつ複数の手段で伝達できる環境が整い運用を進めてきました。

一方、東日本大震災と平成28年台風第10号豪雨災害のような大規模な災害が起こった場合、停電等により情報通信網が利用できなくなる可能性があるため、その対策も課題となっています。

急速な発展を続ける高度情報化は、地理的、地形的問題を解決する手段の一つになり得ることから、今後も国、県などの関係機関と連携し、さらにICTの普及を進め、情報格差の是正を図っていく必要があります。

2 その対策

ア テレビ共同受信施設組合のケーブルテレビへの移行を支援します。

イ 携帯電話通信事業者や関係機関に通話エリアの拡大の要望活動を行うとともに、高速インターネット回線を利用した携帯電話の不感世帯解消に取り組みます。

ウ ラジオ難聴地域の解消に向け、放送事業者に対して参画を働きかけます。

エ 全国に向けた本町の情報発信と住民への情報サービスを充実するため、ホームページの内容拡充に努めます。

オ 光伝送路網を適切に管理していきます。

カ 整備された情報通信基盤を活用した産業活性化などの取組を研究します。

3 計 画

地域における情報化の促進に関する計画を次のように定めます。

4 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化の区分における公共施設等については、総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に定める、安全の確保、総量の縮減・抑制、トータルコストの縮減、事業の平準化に沿った適切かつ効率的な維持管理に努めます。

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	有線テレビジョン放送施設	CATV事業	町	政策推進課
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
情報化	携帯電話不感エリア世帯解消事業	組合	政策推進課	

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 道路

本町の道路網は、県都盛岡市を起点とする国道455号が国道45号及び三陸沿岸道路に連結する形で横断し、国道45号及び三陸沿岸道路は沿岸部を、国道340号は内陸部をそれぞれ縦断しています。

県道は、主要地方道が3路線、一般県道が7路線ありますが、これらの国・県道は主要な幹線道路として整備が進められています。

しかし、令和5年4月1日現在の改良率は国道340号が75.1%、主要地方道87.9%、一般県道45.2%と、相当の区間が未改良になっており、地形的に難工事の箇所が多く、単位延長当たりの工事費がかさむことが整備の遅れている主な要因になっています。

近隣の市町村を結ぶ幹線道路の整備は、地域の産業、文化、経済の発展に欠かすことのできない基礎的な条件であり、早期改良が望まれています。

町道は、令和6年度末現在 291路線、実延長313.6キロメートルになっています。このうち改良済延長は247.3キロメートル（改良率78.9%）、舗装済延長250.3キロメートル（舗装率80.5%）ですが、改良済みの区間でも二車線の道路は極めて少なく、幅員が狭い単線道路となっています。

改良に当たっては、国・県道と同様に単位延長当たりの工事費がかさみ、整備が進まない状況にありますが、道路網はあらゆる産業の振興や住民生活の維持向上など地域の自立に不可欠であることから、引き続き整備を促進する必要があります。

農道の町管理実延長は46.8キロメートルになっています。これまで各種の制度を活用し、新設や改良などの整備を進めてきましたが、全体的な整備の遅れから農産物や生産資材の運搬などに支障をきたしていますので、農業の生産性向上と生活環境の向上のため計画的に整備を進める必要があります。

林道の町管理実延長は278.0キロメートル（舗装済79.2キロメートル）となっています。これまで、緑資源幹線林道事業や県代行事業による基幹林道の整備をはじめ、林業地域総合整備事業やふるさと林道事業を導入し、整備を進めてきましたが、適正な森林施業や林産物の搬出経費の軽減、さらには労働力の省力化を図るためにも一層の整備が求められています。

(2) 交通

公共交通機関である鉄道やバスは、自家用自動車の普及や人口減少に伴って利用者が年々減少していますが、子どもや高齢者などいわゆる交通弱者にとっては必要不可欠な身近な交通手段です。

三陸鉄道の利用者も年々減少しており、通勤通学を中心とした町民の日常的な利用を促進するなど、マイレール意識の高揚を図る必要があります。また、三陸鉄道を重要な観光資源として位置づけ、効果的なPRと沿線市町村との連携を図り、町内にある観光地と交通網の整備を進めながら、来訪者の増加を目指していく必要があります。

バス路線は一部をJRバス東北株式会社と岩手県北自動車株式会社が運行していますが、それ以外は町がバス会社に運行を依頼し“町民バス”として住民の足を確保しています。住民のニーズを的確に把握し、交通弱者に配慮した取組を進めるとともに、近隣市町村とも連携し、効率的な運行に努めていくことが必要です。

広大な面積を誇る本町においては、自宅からバス路線までの交通確保が課題となり、地域の実情を考慮し、将来を見据えた住民の利便向上のための対策が必要です。

2 その対策

(1) 道路

ア 経済圏・生活圏の中核都市を結び、本町のまちづくりの基幹をなす国・県道に対し、整備促進を働きかけます。

イ 産業振興など地域の持続的発展に欠くことのできない町道の整備促進を図ります。また、生活に密着した道路でもある町道の維持管理を行うため、迅速な維持補修に努めます。

ウ 地域住民の利便性、生産性の向上を図るための生活道路の整備や冬期間の除雪などを支援します。

エ 農林業の生産性、経済性の向上や観光アクセス道路としての機能を高めるとともに、生活環境の向上を図るため、農林道の整備を推進します。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

(2) 交通

ア 三陸鉄道は、沿線市町村と一体となって乗車促進運動を展開します。また、鉄道設備の整備充実や維持運営を支援します。

イ 地域間をつなぐ町民バスを運行し、高齢者など交通弱者の足の確保に努めるとともに、福祉有償運送や交通空白地有償運送等、それぞれの地域の実情に応じたきめ細やかな交通体系の構築に努めます。

3 計画

交通施設の整備、交通手段の確保に関する計画を次のように定めます。

4 公共施設等総合管理計画との整合

交通施設の整備、交通手段の確保の区分における公共施設等については、総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に定める、安全の確保、総量の縮減・抑制、トータルコストの縮減、事業の平準化に沿った適切かつ効率的な維持管理に努めます。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道	道路				
			社会資本整備総合交付金(防災・安全) (町道大広線舗装補修事業) L=1,300m	町	地域整備課	
			社会資本整備総合交付金(防災・安全) (町道上有芸水堀線舗装補修事業) L=5,000m	町	地域整備課	
			町道外山川崎線開設事業 舗装 L=2,000m w=4.0(5.0)m	町	地域整備課	
			町道東三本松7号線改良舗装事業 L=220m w=4.0m	町	地域整備課	
			川崎惣畑間道路検討事業 L=1,000m	町	地域整備課	
			社会資本整備総合交付金(防災・安全) (町道鼠入川線改良舗装事業) L=850m	町	地域整備課	
			社会資本整備総合交付金(防災・安全) (町道中里卒郡線舗装補修事業) L=500m	町	地域整備課	
			町道岩泉小学校東線側溝補修事業	町	地域整備課	
			社会資本整備総合交付金(防災・安全) (町道松野下山線舗装補修事業) L=2,000m	町	地域整備課	
			橋りょう			
				旧大向橋撤去事業	町	地域整備課
				道路メンテナンス事業補助金 (道路メンテナンス事業) 橋梁補修 6橋	町	地域整備課
		その他				
			町道大沢口鼠入線法面改修事業	町	地域整備課	
			道路メンテナンス事業補助金 (道路メンテナンス事業) 点検調査 長寿命化計画策定	町	地域整備課	
		(2) 農道				
			農山漁村地域整備交付金(農道施設インフラ長寿命化計画策定事業) 点検調査 計画策定 補修工事	町	地域整備課	
		(3) 林道				
			森林基幹道開設改良事業(新規)	町	農林水産課	
			森林管理道三田貝線開設事業	町	農林水産課	
			森林基幹道開設改良事業(松橋線)	町	農林水産課	
			森林基幹道開設改良事業(惣畑向線)	町	農林水産課	
			森林基幹道開設改良事業(ナイヨウ沢線)	町	農林水産課	
			農山漁村地域整備交付金(林道施設インフラ長寿命化計画策定事業) 点検調査 計画策定 補修工事	町	地域整備課	

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) 鉄道施設等			
	鉄道施設	鉄道安全輸送設備等整備事業	町	政策推進課
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	三陸鉄道運営費補助事業	三鉄	政策推進課
		外出支援サービス事業 福祉有償運送	町	健康推進課
	(10) その他			
		交通指導員設置事業	町	危機管理課
		庁用車更新事業	町	総務課
		総合交通対策事業(バス対策) 町民バス等運行補助	バス事業者	政策推進課
		総合交通対策事業(鉄道対策) 三陸鉄道	三鉄協議会	政策推進課
		道路維持小工事	町	地域整備課
		町道等維持補修業務委託(仮称)	町	地域整備課
		生活道整備事業補助金	町	地域整備課
		公共土木施設維持小工事	町	地域整備課
		農道維持補修工事	町	地域整備課
		林道維持補修工事	町	地域整備課
		林構林道改良事業	町	農林水産課

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道

水道施設は、人口集中地域を中心に11か所整備され、そのほか飲料水供給施設が23か所、専用水道施設が2か所整備されています。令和6年度末の水道普及率（小規模飲料水供給施設等を含む。）は76.8%となっています。これは、広い面積に集落が点在し、整備に多額の事業費を要することが主な原因ですが、安全面や衛生面の観点から、地域の実情を踏まえ、未給水地域の解消に努める必要があります。

また、施設が老朽化し、漏水、断水事故も多発していることから、安全で良質な水道水を安定確保するため、計画的な更新が必要です。

(2) 下水処理

公共下水道は、町の中心部に整備が進められており、住宅地の整備はおおむね完了していますが、令和6年度末の区域内水洗化率は75.8%となっており、今後一層、加入率を向上していく必要があります。公共下水道施設整備区域以外では、集落が点在していることなど、地域の実態に合った污水対策を進めていく必要があります。

本町の優れた自然環境を守り、魅力ある快適な生活環境を次世代に引き継いでいくためにも、生活雑排水などの処理対策が重要です。今後とも、快適な居住環境の整備と水質の保全を図るため、啓発普及活動と併せ、適切な施設の維持管理に努めながら、計画的に整備を進める必要があります。

(3) 廃棄物処理

家庭ごみは、町全域を計画的に収集し、宮古地区広域行政組合が処理しています。一般廃棄物の減量化、再利用・再資源を進めるため、集積所へのごみの分け方・出し方パネルの掲示支援や集団回収の実施を行っています。また、人口減少の影響で、一般廃棄物排出量は大きく減少していますが、1人当たりの処理量は増加していることから、減少に向けての家庭の生ごみ等への処理の対応が必要となっています。さらに、宮古地区広域行政組合のごみ処理施設及び

第6 生活環境の整備

し尿処理施設については老朽化が進行していることから、施設の延命化や計画的な施設整備が必要です。

リサイクル推進員による戸別訪問や出前講座など地道な取組により、少しずつでも確実な意識啓発を行い、減量化や再利用・再資源化を一般的なこととして普及していくことが重要です。

また、ごみのポイ捨てや悪質な不法投棄も見受けられることから、関係機関との連携強化により円滑な監視体制を確立するとともに、自発的な地域清掃活動を積極的に奨励することで、行政と住民が一体となり、地域の総合力で環境の美化に努める必要があります。

(4) 火葬場

火葬場は、社会生活において広く住民が利用する施設であり、また、管理に当たっては周辺環境への配慮も重要となります。町内唯一の岩泉斎場は、供用開始から30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、円滑な事業運営のため計画的な改修が必要です。

(5) 消防防災及び防犯

消防は、常備の岩泉消防署と非常備の消防団が組織されています。令和7年4月現在の岩泉消防署員は32人で、水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台、救急自動車2台、救助工作車1台、指導車2台、資機材搬送車1台が配備されています。施設などの整備を含め、消防力の強化に努めていますが、広大な面積を有する本町にとって、火災や病気、事故、自然災害など緊急時の体制に万全を期す必要があります。

非常備消防の団員数は446人で、消防格納庫37か所、消防ポンプ自動車16台、小型動力ポンプ41台、積載車24台、本団車1台、水門管理車1台が配備されています。青年層の減少や雇用環境の変化に伴って団員の確保が困難になってきており、消防団OBなどによる機能別消防団員制度を取り入れ、充実強化を図っています。

老朽化した施設・設備も多く、これらの更新や消防用の機材器具、消防水利の充実も求められています。

本町では平成23年に発生した東日本大震災、平成28年の台風第10号豪雨災害、令和元年の台風第19号豪雨災害など、甚大な災害が度々発生しています。

今後も、大規模地震や気象災害等の発生が懸念されていることから、消防団を中核とした総合的な防災力の向上と併せて、各地域で結成した自主防災組織を中心に、婦人防火クラブ、幼年消防クラブなどを通して関係機関や団体なども含め、町民の意識の高揚を図り、防災減災のまちづくりを進めていくことが必要です。

また、明るく住みよいまちづくりを進めるため、老朽化して危険な状態にある公共施設等の適正管理などを進める必要があります。

さらに、管理不全の空き家等についても、周辺住民等への影響を考慮しながら、所有者の適正管理に向けた取組を進めることが必要です。

(6) 公営住宅

町営住宅は、令和6年度末現在、32団地272戸という状況ですが、築30年以上経過している住宅が13団地88戸あります。安全で安心できる生活空間を確保するため、岩泉町公営住宅等長寿命化計画に基づいた維持管理などが求められています。

また、住環境に係る町民ニーズは、地域や世代により多岐に渡っており、そのニーズに対応するため、町営住宅の入居要件の緩和など、入居しやすい環境づくりに取り組んでいます。

今後も、住民の需要動向や民間の状況を見定め、町営住宅の修繕を計画的に行いながら、住民のライフスタイルにあった住宅の整備や定住促進宅地造成等をさらに進めていくことが必要です。

さらに、定住化を進めるために、居住条件の見直しなど、多様なニーズに対応できる体制整備が必要です。

2 その対策

(1) 水 道

ア 共同飲料水施設への支援など、計画的な未給水地域の解消に努めます。

イ 水道施設の更新などを計画的に進め、安全で安心な水の安定供給に努めます。

ウ 施設管理を徹底し、飲料水の安定供給に努めます。

第6 生活環境の整備

(2) 下水処理

- ア 公共下水道施設の適切な維持管理を行うため、ストックマネジメント計画に基づく改築更新、点検などに努めます。
- イ 公共下水道施設整備区域外の浄化槽などの設置を促進します。
- ウ 下水道接続、浄化槽設置工事資金の利子補給を行うなど公共下水道への加入促進や浄化槽普及に努めます。

(3) 廃棄物処理

- ア 岩泉町公衆衛生組合連合会による生ごみ処理機・乾燥機設置助成事業など生ごみ自家処理と水分量削減によるごみの減量化意識の高揚を図ります。
- イ リサイクル推進員による戸別訪問や出前講座などを通じて、減量化とリサイクルの推進に努めます。
- ウ 簡易包装やレジ袋削減を進め、リターナブルびんやマイバッグ利用を推奨することにより、包括的な発生抑制を推進します。
- エ 粗大ごみの計画的な収集と環境巡視員の指導監視、ゴミステーションの整備支援等により、不法投棄の防止に努めます。
- オ 宮古地区広域行政組合のごみ処理施設やし尿処理施設等について、計画的な修繕や施設整備を進めます。

(4) 火葬場

- 老朽化が進んでいる岩泉斎場の計画的な改修に努めます。

(5) 消防防災及び防犯

- ア 救急体制の充実や救急資材機の整備に努めます。
- イ 常備消防の消防車両の更新に努めます。
- ウ 非常備消防の消防車両及び格納庫の更新、防火水槽の整備に努めます。
- エ 津波避難訓練など防災訓練の実施や広報の活用により、防火・防災思想や予防活動の普及、浸透に努めます。
- オ 地域防災計画の見直しを進め、自主防災組織の活動を強化します。
- カ 安全安心な生活環境の整備を図るため、防犯灯の設置や老朽化した公共施設等の適正な管理等を行い、安全に配慮した環境づくりを進めます。

キ 関係機関・団体との連携による住民の防犯意識の高揚及び自主防犯活動団体への支援に努めます。

(6) 公営住宅

- ア 老朽化した住宅の改修等を進め、快適な居住環境を整備します。
- イ 老朽化が著しい住宅は解体を進めます。
- ウ 多様化する住宅ニーズに対応した住宅の整備を進めます。
- エ 町民の需要動向などを勘案しながら、良好な宅地の整備や整備支援を進めます。

(7) その他

- ア 地震等の災害発生時の安全対策並びに跡地利用による地域活性化を図るため老朽化が著しい廃校校舎等の公共施設の解体を進めます。
- イ 管理不全の空き家について、所有者の適正管理に向けた情報提供や指導等に努めるとともに、安全な居住環境の整備のための啓発を行います。

3 計 画

生活環境の整備に関する計画を次のように定めます。

4 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備の区分における公共施設等については、総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に定める、安全の確保、総量の縮減・抑制、トータルコストの縮減、事業の平準化に沿った適切かつ効率的な維持管理に努めます。

第6 生活環境の整備

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設				
	上水道	二升石水道取水施設移設事業		町	上下水道課
		二升石水道配水管施設整備事業		町	上下水道課
		大川水道配水管移設事業		町	上下水道課
		門水道施設整備事業		町	上下水道課
		国境水道配水管移設事業		町	上下水道課
		岩泉水道施設整備事業		町	上下水道課
		浅内水道配水管移設事業		町	上下水道課
		水道事業通信設備更新工事		町	上下水道課
	その他				
		飲料水共同施設整備事業		自治会・組合・田野畑村	上下水道課
	(2) 下水処理施設				
	公共下水道				
		公共下水道施設改築・更新・長寿命化対策事業		町	上下水道課
	その他				
		浄化槽設置事業 100基		個人	上下水道課
	(3) 廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設				
		ごみ焼却施設整備事業(広域行政組合負担金)		町(広域)	町民課
		廃棄物再生利用施設整備事業(広域行政組合負担金)		町(広域)	町民課
		廃棄物再生利用施設重機車両整備事業(広域行政組合負担金)		町(広域)	町民課
		最終処分場施設整備事業(広域行政組合負担金)		町(広域)	町民課
	し尿処理施設				
し尿処理施設整備事業(広域行政組合負担金)			町(広域)	町民課	
(4) 火葬場					
	岩泉斎場改修整備事業 火葬炉改修等		町	町民課	

第6 生活環境の整備

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) 消防施設			
		防火水槽建設事業 5基	町	消防防災課
		消防屯所建設事業 1棟	町	消防防災課
		消防車両等整備事業 小型動力ポンプ付消防ポンプ自動車4台 小型動力ポンプ付積載車2台	町	消防防災課
		消防屯所エアコン整備事業 8箇所	町	消防防災課
		いわて消防指令センター総合整備事業(広域行政 組合負担金) 工事、管理業務委託	町(広域)	消防防災課
		消防車両整備事業(広域行政組合負担金) 消防指導車1台	町(広域)	消防防災課
		いわて消防指令センター総合整備事業(広域行政 組合負担金) 工事、管理業務委託	町(広域)	消防防災課
		電話交換設備更新工事(広域行政組合負担金)	町(広域)	消防防災課
		庁舎発電機更新(広域行政組合負担金) 消防指導車4台	町(広域)	消防防災課
	(6) 公営住宅			
		町営住宅管理事業 改修工事等	町	地域整備課
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
		危険施設撤去		
		公共施設解体事業	町	総務課等
	(8) その他			
		庁舎等整備事業	町	総務課
		防犯灯設置事業	町	危機管理課
		ごみの減量化及びリサイクル推進事業	町	町民課
		河川清流化対策事業	町	町民課
	環境の日関連事業	町	町民課	
	環境巡視員・リサイクル推進員設置事業	町	町民課	
	生活環境整備事業	町	町民課	
	クリーンステーションボックス設置事業	町	町民課	
	水産多面的機能発揮対策事業	協議会	農林水産課	
	公共下水道事業公営企業会計移行事業	町	上下水道課	

第6 生活環境の整備

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		公共下水道管路施設調査等業務	町	上下水道課
		公共下水道施設維持管理事業	町	上下水道課
		汚水処理設備等運転管理委託事業	町	上下水道課
		飲料水個人施設整備事業補助金	町	上下水道課
		浄水場等運転管理委託事業	町	上下水道課
		水道施設維持修繕事業	町	上下水道課
		水道メーター器交換	町	上下水道課
		岩泉水道予備水源更新事業	町	上下水道課
		漏水調査業務事業	町	上下水道課
		岩泉町水道事業基本計画策定事業	町	上下水道課
		廃校管理委託事業	町	教育委員会事務局
		避難行動要支援者個別避難プラン作成事業	町	町民課 健康推進課
		防災備蓄品及び防災備品整備事業	町	危機管理課

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

本町の合計特殊出生率は国や県と比較して高い状況にありますが、若者の減少により出生数は年々減少傾向となっています。一方、子どもの数が減少しても家族構成の変化や女性の社会進出等により、3歳未満児の保育ニーズや児童の放課後児童クラブのニーズは高くなっており、保育士確保の対応、病児保育といった体制整備が課題となっています。

本町では、直営で認定こども園3か所を運営し、父母の保育ニーズに応えた乳児保育や延長保育を行っています。

少子化、核家族化、女性の社会進出と、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中であって、安心して子どもを産み育てられるような、ふるさとに誇りと夢と希望を持ち、心豊かで健やかに育まれるような施策の展開が必要です。

また、これから親になる世代が結婚を選択し、未来を担う子どもたちを産み育てていくため、出会いの場の提供や結婚支援などに取り組むことも必要です。

(2) 高齢者等の保健及び福祉

本町では、人口減少などの社会的要因を背景として、令和7年3月末現在の高齢化率は47.7%と約2.1人に1人が高齢者となっており、令和12年度には47.1%になるものと見込まれています。

高齢化の進行とともに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきりや認知症などの支援を必要とする高齢者が増加しています。また、身寄りのない高齢者や支援者のいない高齢者も増え、身元引受人や入院時の保証人、金銭管理や食事、住まいの確保といった行政支援が困難なケースも増加しています。

高齢者の多くは、支援や介護が必要となっても住み慣れた地域で生活を続けていくことを望むため、介護予防の取組、高齢者の見守り体制、交通弱者支援など、地域住民が共に支え合う地域包括ケア体制の充実が重要になってきま

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

す。特に、平成28年台風第10号豪雨災害の被害後、町内では地域住民による自助や共助の意識が芽生えており、住民主体での取組を更に進めていくことも重要です。

豊富な経験や知識、技術を持った元気な高齢者が継続して就労していくことで、まちづくりや子育て、福祉、教育、文化芸術の担い手や後進の育成者として活躍することが期待されます。

それぞれの高齢者の心身等の状態に合わせて、生きがいを持って生活し、自ら必要なサービスを選択でき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康づくりや介護予防を一体的に進め、介護保険サービスにおいては、様々なメニューを提供し、その人らしく地域で生活できる仕組みづくりが重要です。

(3) 障がい者その他の保健及び福祉

障がい者福祉は、発達障がいや難病など、障がいの対象範囲の増加により、障がい特性に応じたサービスが必要になっています。

本町では、障がい者や家族が身近に相談できる場として相談支援事業所と、日中の活動ができる場として地域活動支援センターが開設されるなど、障がい者や障がい者がいる家庭への支援を行ってきました。

一方で、障がい者向けグループホームの不足や障がい児向けサービス事業所が町内にないことが課題としてあげられており、近隣市町村との連携強化や地域などの身近な場所での協力体制を構築するなど、障がい者やその家族が安心して生活できるよう支援を行っていくことが重要です。

さらに、障がい者が健常者と同じように社会で生活していくためには、ノーマライゼーションの理念の浸透や地域、職場などの理解と協力が大切です。

母子福祉については、母子家庭は子どもの養育と就労の両立の問題などさまざまな面で経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれていますので、家庭生活の安定と向上を図りながら、きめ細やかな支援対策を進める必要があります。

地域の民間福祉活動の自立を促進するためには、行政の施策とともに、地域福祉を目指した住民参加によるボランティア活動が必要です。本町では、社会福祉協議会が中心になって取り組んでいますが、多様化する福祉ニーズに十分

対応できる状況にはないことから、各種福祉団体などと連携を強化する必要があります。

2 その対策

(1) 子育て環境の確保

ア 出産費用、育児費用の軽減、子どもや妊産婦の医療費助成といった経済的負担の軽減と切れ目のない相談支援の充実など子どもを産み育てやすい環境を整備し、遊び場の確保、家庭や地域の中でのふれあい活動に取り組み、子育て支援体制等を強化します。

イ 父母のさまざまな保育ニーズに応える延長保育や乳児保育、障がい児保育、学童保育を進めるとともに、認定こども園において、子育て支援拠点事業や一時保育を実施し、就園前の子どもの子育てについてもサポートします。

ウ 関係団体と連携し、男女の出会いの場を提供するとともに、結婚を前提とした付き合いを創出するため、結婚相談や結婚支援の活動を推進します。

(2) 高齢者等の保健及び福祉

ア 介護保険制度の着実な運営と在宅サービスの確保に努めます。また入居及び入所系サービスは、認知症グループホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設を中心に、他市町村の施設も利用しながら必要量の確保に努めます。

イ 地域包括支援センターが中心となって、地域における関係機関とのネットワーク構築を推進し、必要に応じ関係機関へつなぐなど多職種他機関と連携した相談体制の充実を図り、地域での高齢者の生活を支援します。

ウ 高齢者が生き生きとした生活を送ることができるよう、健康づくりと連携した介護予防活動や在宅支援サービスの提供に努めるとともに、高齢者生活福祉センター等の充実を図ります。

エ 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護高齢者、認知症高齢者などの支援が必要な方々への見守り体制づくり等を進めます。

オ 高齢者の生きがい活動として、老人クラブや社会福祉協議会と連携し、健康づくりを始めとした地域を豊かにする各種活動への参加を推進します。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

カ 多くの高齢者が健康を維持し、ゆとりと生きがいをもって日常生活を送ることができるよう保健・医療・福祉の一体的な推進を図ります。

キ 健康増進や生活習慣病予防の観点から、食と運動を総合的に関連付けながら生活習慣の改善を図る活動を推進します。

(3) 障がい者その他の保健及び福祉

ア 就労継続支援B型サービス（福祉的就労通所型サービス）提供事業所の運営支援を行うとともに、企業の理解と協力を得ながら、障がい者の雇用促進に努めます。

イ 障がい者地域活動支援センターや障がい者の自立を支援する施設の整備を進めます。

ウ 障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者など属性や世代を問わない相談窓口と支援体制の構築を目指します。

エ 母子寡婦福祉協会の活動を支援し、母子・寡婦世帯に対する諸制度の活用が適時に実行できるよう広報活動や支援体制を充実します。

オ 社会福祉協議会の機能強化を図るとともに、ボランティア団体との連携やNPO活動団体の育成を図ります。

カ 保健センターの改修を行い、適正な施設の維持管理に努め、各種保健事業を推進します。

3 計 画

子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進に関する計画を次のように定めます。

4 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進の区分における公共施設等については、総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に定める、安全の確保、総量の縮減・抑制、トータルコストの縮減、事業の平準化に沿った適切かつ効率的な維持管理に努めます。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園					
		いわいずみこども園LED照明化事業	町	健康推進課		
	(3) 高齢者福祉施設					
		高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センター改修事業	町	健康推進課	
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター					
		岩泉町保健センター改修事業	町	健康推進課		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者・障害者福祉				
			配食サービス事業	町	健康推進課	
			緊急通報体制等整備事業	町	健康推進課	
		その他				
			子ども・妊産婦医療費助成事業	町	町民課	
			結婚記念品支給事業	町	経済観光交流課	
	(9) その他					
		放課後児童クラブ開設事業 岩泉 小川 小本	町	健康推進課		
		出産祝金給付事業	町	健康推進課		
		地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	町	健康推進課		
		金婚祝事業	実行委員会	健康推進課		
		敬老記念品贈呈事業	実行委員会	健康推進課		
		高齢者生活福祉センター運営事業	町	健康推進課		
		老人保護措置事業	町	健康推進課		
長寿祝金事業		町	健康推進課			
老人クラブ活動等社会活動促進事業		町	健康推進課			
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業		町	町民課 健康推進課			
シルバーメイト/シルバーサポーター事業		町	健康推進課			

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		認知症グループホーム家賃等助成事業	町	健康推進課
		地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)	町	健康推進課
		健幸アップポイント事業	町	健康推進課
		予防接種事業	町	健康推進課
		健康増進法による保健事業(補助) 健康手帳交付 健康教育 健康相談 健康診査 訪問指導	町	健康推進課
		健康増進法による保健事業(単独) 各種がん検診等	町	健康推進課
		特定健康診査・特定保健指導事業	町	健康推進課
		母子保健法による保健事業	町	健康推進課
		後期高齢者健康診査・歯科健康診査事業	町	健康推進課
		保健指導車更新事業	町	健康推進課
		ひとり親家庭医療費助成事業	町	町民課
		結婚活動支援事業	実行委員会	経済観光交流課
		自立支援医療 更生医療給付費	町	町民課
		在宅重度障害者家族慰労手当支給事業	町	町民課
		身体障害者自動車改造費等助成事業	町	町民課
		岩泉町地域活動支援センター実施事業	町	町民課
		自立支援給付事業 (介護給付サービス、訓練等給付サービス、地域相 談支援給付サービス、補装具費給付)	町	町民課
		障害者日常生活用具給付事業	町	町民課
		重度心身障がい者医療費助成事業	町	町民課
		町社会福祉協議会事業費助成事業	協議会	町民課
		重層的支援体制整備事業	町	町民課 健康推進課

第8 医療の確保

1 現況と問題点

町内の医療機関は、済生会岩泉病院(60床)のほかに、出張診療所6か所、歯科医院が2か所あります。済生会岩泉病院は、地域医療の中核的役割を担う病院として、また出張診療所はかかりつけ医としてそれぞれの役割を果たしています。

歯科診療施設は、町立の診療所のほかに民間歯科医院が町の中心部に1か所、小川地区に1か所あります。町立の診療所は、昭和55年に無医地区の解消を図る目的で開設されましたが、平成14年4月から診療体制を縮小し、歯科診療車による無歯科医地区の巡回診療(小本、大川、安家、有芸)及び訪問診療を行っています。

へき地医療については、無医地区を多く抱えていることから巡回診療を行っていますが、医師など医療従事者の確保が課題になっています。

2 その対策

ア 済生会岩泉病院を核として出張診療所や歯科診療所との連携を強化し、適切かつ迅速な医療の確保に努めます。

イ 済生会岩泉病院のさらなる診療科目の充実と専門医などの医師確保や設備の充実を支援するとともに、無医地区は定期的に巡回診療を実施します。

ウ 慢性的な疾患、急病やケガなどにも備えられるよう、医師や医療機関の確保と併せて、身近な診療所から高次の専門的な医療機関までの連携に努めます。

エ 県立病院や岩手医科大学などの協力によって済生会岩泉病院への外科、眼科、小児外科、整形外科の医師派遣を行っておりその継続に努めます。

オ 医療、保健、福祉、住民と地域全体での医療連携に取り組みます。

カ 歯科は、引き続き巡回診療車による無歯科医地区の診療を行います。巡回診療車は、施設延命化の大規模改修を行うなどのメンテナンスを行い、良好な施設環境の維持に努めます。

キ 診療所の整備及び良好な運営により、地域住民の医療の確保に努めます。

3 計画

医療の確保に関する計画を次のように定めます。

第8 医療の確保

4 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保の区分における公共施設等については、総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に定める、安全の確保、総量の縮減・抑制、トータルコストの縮減、事業の平準化に沿った適切かつ効率的な維持管理に努めます。

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	診療所(大川、釜津田)LED照明改修事業	町	健康推進課
		巡回及び訪問歯科診療体制整備事業	町	町民課
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	民間病院	地域医療確保対策補助金	町	健康推進課
		医療機器等整備補助金	町	健康推進課

第9 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

令和7年5月現在の学校数は、小学校4校、中学校3校となっています。

児童生徒数は、出生率の低下などを要因に年々減少し、令和2年の492人に対して令和7年は418人と、15.2%も減少しています。このため、地域とも協議しながら学校統合を進め、小学校は令和2年の7校から現在は4校となっています。令和12年には児童生徒数が314人まで減少する見込みで、複式学級化が加速するものと思われます。現在、複式学級のない学校は、小学校では岩泉小学校のみ、中学校では岩泉中学校のほか2校となっています。

学校施設は、老朽校舎・屋内運動場の大規模改修などを計画的に進める必要があります。

学校プールは、小学校4校、中学校2校に設置されていますが、老朽の進んだプールの改修が課題になっています。

情報教育を推進するための教育用コンピュータは、小学校、中学校とも整備を進めていますが、今後、計画的な機器の更新が必要となります。

就学前教育については、小学校への見学等を通して情報交換を行い、こども園と各地区の小学校との連携を深めるための体制整備を行います。

小中学校の遠距離通学の対策としては、スクールバス7台、委託バス等10台の運行と通学援助を行っており、スクールバスの計画的な更新が必要です。

学校給食施設は、児童生徒数の減少などから統合を進め1施設となっており、「学校における食育推進」に基づき、食育を推進する必要があります。

児童生徒が郷土をよく知り、郷土を愛する心を育み、自ら生きる力を培うために、地域の人材を活用した地元学を推進するとともに、小規模・複式学級のよさを生かした教育活動の推進を図り、学力の向上に努める必要があります。

本町の高校教育の中心である岩泉高等学校に対しては、学校存続を維持するため、生徒の確保対策を進めるとともに、学校の魅力を高める学力の向上や個性豊かな人間性を育む教育環境づくりを支援していく必要があります。

第9 教育の振興

(2) 生涯学習・社会教育

スポーツや芸術・文化活動をはじめとして、子どもから大人まで、趣味や生きがい、キャリアアップのための学習など、自らの人生の充実や生活の向上のために、自分が学びたい内容を生涯にわたり学習していく環境を整えることが重要です。

町民の多様化する生涯学習の関心に応えるため、NPOや各種ボランティア団体と連携し、幅広い情報提供と地域支援事業によって多様な学習機会の提供を進めていくことが必要です。また、参加者の固定化や青年層の事業参加者の減少が見られることから、新規参加者の開拓・拡大に向けた取組が必要となっています。

社会教育については、少子高齢化の進行、国際化、情報技術の発達など多様で複雑化する社会情勢の中で、住民一人ひとりが社会の変化に柔軟に適応しながら、生きがいのある人生を創造し、活力に満ちた地域社会を築いていく必要があります。

現在、小中高生の国内外交流事業などを通じて国際感覚や地域を担う人材の育成に努めていますが、「まちづくりはひとづくり」の観点から、今後とも交流の輪を広げ、自然、環境、資源など町の特性を生かしながら、産業、文化、教育など多種多様な分野において町の情報を発信し、世界に開かれたまちづくりを進めていくとともに、男女共同参画を促進する必要があります。

町立図書館は、オープン当初に比べ利用者が減少傾向にあるため、蔵書の充実を図るとともに、町民の生涯学習、情報発信、交流活動の拠点としてさらに利用を促進していく必要があります。

(3) 社会体育

スポーツを巡る環境が整ってきたことにより、スポーツは多様化し、世代や性別を問わずスポーツを楽しむ人が増え、単にスポーツを楽しむだけでなく、健康増進や生きがいづくり、職場や地域のコミュニケーションを深める場としても重要な役割を果たしています。そのため、幼児から高齢者、障がい者を含めたあらゆる町民がスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境づくりが求められています。

本町では、総合型地域スポーツクラブを創設し、スポーツを行う機会の拡大や高齢者に対する生涯スポーツの普及、スポーツ少年団等による競技スポーツ

の振興等に努め、世代や性別を超えたスポーツに親しむ機会を提供することで、生涯スポーツの普及が図られてきました。

一方、価値観やライフスタイルの多様化、少子化や人口減少などの影響により、競技団体の規模が縮小し、スポーツを選択できる幅が狭まってきているため、誰もが参加しやすく、気軽に楽しめる環境を整備し、スポーツ・レクリエーション活動に取り組む人が増加するように、団体への支援や団体同士の連携推進、体育施設の良好な環境の維持による施設の有効活用など、多様な取組を進めていくことが必要です。

2 その対策

(1) 学校教育

ア 小規模・複式教育の良さを生かし、知・徳・体の調和を重視する教育活動を推進します。

イ 老朽化が進んでいる学校施設は、児童生徒の推移なども考慮しながら、大規模改修を行うなど計画的に環境の整備を図ります。

ウ 児童生徒の基礎体力や運動能力の向上を図るために食と健康についての教育やスポーツ活動を推進し、健全育成に努めます。

エ 情報教育を推進するため、コンピュータ機器やネットワーク環境の整備を進め、授業時活用の拡大と高度化を図ります。

オ 地域の素材を生かした豊かな学校給食を推進するとともに、共同調理場の備品や施設整備などを推進します。

カ 遠距離児童生徒のためのスクールバスの更新など、通学の確保に努めます。

キ 郷土を知り、心豊かな感性を育てる教育を行うために、地域の先達者等による地元学を推進します。

ク 高等学校への各種支援を行うとともに、魅力と特色のある学校運営、個性豊かな人間性を育む教育環境づくりが行われるよう支援します。

ケ 心理的理由により登校できない児童生徒の社会的自立を目指し支援します。

第9 教育の振興

(2) 生涯学習・社会教育

- ア 「いつでも・どこでも・だれでも」が自己実現を目指して主体的に学習できるよう学習情報の提供と学習意欲の高揚を図るとともに、学習機会の拡充に努めます。
- イ たくましい子どもを育てる家庭教育の支援、生きがいを育む社会教育の推進体制の充実に努め、国内外交流研修や人材育成事業などの推進に努めます。また社会教育の活動拠点である地区公民館や地区集会施設の整備促進に努めます。
- ウ 各種講座の幅広い事業の展開と自主活動の推進を図ります。
- エ 町立図書館は、各年代層の要請に応えられるよう資料の整備充実に努めます。また社会教育機関、団体との連携を密にするとともに、かもしか号の有効活用を図り、読書率の向上に努めます。
- オ 住民が学習の選択の幅を広め、質の高いサービスが受けられるようNPO法人との連携、ボランティア団体の育成に努めます。

(3) 社会体育

- ア 誰もが親しめるスポーツを振興するため、スポーツ推進委員の活用と指導者の養成に努めます。
- イ ロードレース大会などスポーツ行事の充実に努めるとともに、県民体育大会など各種大会で上位入賞を目指し、体育関係団体の組織と活動強化に努めます。
- ウ 岩泉球場や岩泉・小川・大川の屋内多目的運動場、B&G海洋センター温水プールなど体育施設の良好な施設環境の維持に努めるとともに、有効活用と利用促進を図ります。
- エ 町民の誰もが体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて「総合型地域スポーツクラブ」の充実に努めます。
- オ スポーツ技術の向上や運動機会拡大のため各種教室や講習会、大会を開催します。
- カ 競技力向上のため各種目団体の大会誘致を支援します。

3 計 画

教育の振興に関する計画を次のように定めます。

4 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興の区分における公共施設等については、総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に定める、安全の確保、総量の縮減・抑制、トータルコストの縮減、事業の平準化に沿った適切かつ効率的な維持管理に努めます。

第9 教育の振興

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小川中学校校舎等長寿命化改良事業 校舎	町	教育委員会事務局
		屋内運動場	小川中学校校舎等長寿命化改良事業 屋内運動場	町
	小中学校屋内運動場照明LED化事業		町	教育委員会事務局
	小川小学校屋内運動場長寿命化改良事業		町	教育委員会事務局
	教職員住宅	小中学校教職員住宅改修事業 20戸	町	教育委員会事務局
		スクールバス・ポート	町立小・中学校スクールバス更新事業	町
	給食施設		学校給食共同調理場施設備品等整備	町
		学校給食共同調理場改築整備事業 設計 建築	町	学校給食共同調理場
		その他	小中学校情報教育用コンピュータ等整備	町
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	地区集会施設整備事業 7棟	自治会・町	政策推進課
		町民会館運営管理事業 大規模改修ほか	町	教育委員会事務局
	体育施設	山村広場運営管理事業	町	教育委員会事務局
		体育施設管理事業(小川多目的運動場) 照明LED化工事等	町	教育委員会事務局
		体育施設管理事業(大川多目的運動場) 照明LED化工事等	町	教育委員会事務局
		岩泉町屋内多目的運動場運営管理事業 改修工事ほか	町	教育委員会事務局
		岩泉町B&G海洋センター運営管理事業 アリーナ大規模改修ほか	町	教育委員会事務局

第9 教育の振興

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		レクリエーション広場整備事業	町	教育委員会事務局
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高等学校			
		岩泉高校振興事業補助金	岩泉高校振興会	教育委員会事務局
		岩泉高校進学支援補助金	岩泉高校振興会	教育委員会事務局
		岩泉高校通学費補助金 通学費 寮費	岩泉高校振興会	教育委員会事務局
		ドリームサポート事業	岩泉高校	教育委員会事務局
	生涯学習・スポーツ			
		スポーツ推進事業(NPO委託事業)	町	教育委員会事務局
	その他			
		社会教育推進事業(NPO委託事業)	町	教育委員会事務局
	(5) その他			
		小中学校校務支援システム導入事業	町	教育委員会事務局
		児童生徒学習支援・交流学习事業	町	教育委員会事務局
		岩泉町学校フォローアッププラン推進事業	町	教育委員会事務局
		英語指導助手業務委託事業	町	教育委員会事務局
		へき地教育センター車両更新・管理事業	町	教育委員会事務局
		小中学校校務用コンピュータ等整備	町	教育委員会事務局
		国内外研修交流事業 海外短期派遣 国内交流	委員会	教育委員会事務局
		生涯学習推進事業 生涯学習カレンダー作成	町	教育委員会事務局
		社会教育施設指定管理事業	町	教育委員会事務局
		図書館運営管理事業	町	教育委員会事務局
		各種大会誘致運営補助事業	町	教育委員会事務局
		ロードレース大会開催事業 開催経費、派遣旅費等	町	教育委員会事務局
		スポーツ少年団県大会出場助成事業 県大会等遠征費補助	町	教育委員会事務局
		スポーツレクリエーション備品購入事業	町	教育委員会事務局

第9 教育の振興

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		学校開放施設運営管理事業	町	教育委員会事務局
		岩泉町スポーツ協会育成事業 補助金	町	教育委員会事務局
		スポーツ推進委員設置活動事業	町	教育委員会事務局
		体育施設指定管理事業 NPO委託事業	町	教育委員会事務局
		男女共同参画推進事業 研修助成、出前講座等	町	教育委員会事務局
		教育支援センター(適応指導教室)整備事業	町	教育委員会事務局
		短角牛肉学校給食提供事業	町	農林水産課

第10 集落の整備

1 現況と問題点

現在、自治会や地域振興協議会を中心に地域の清掃活動や花いっぱい運動、地域おこしなど様々な活動を行っていますが、人口減少と少子高齢化の進行により、地域活動の担い手が不足するなど、地域住民だけでは社会活動を行うことが困難な集落も見られ、今後、さらに増加することが懸念されます。

また、平成23年に発生した東日本大震災、平成28年の台風第10号豪雨災害などの大規模災害により、集落内の環境が変化している地域もあります。そのような中で、自治意識の低下や自治活動が停滞しないよう、自治会と地域振興協議会、町などがそれぞれの役目を担い、協働によりコミュニティ活動を活発化させ、「結い」の精神で地域力を再生・強化していくことが大切です。

また、集落の高齢化に伴い、緊急時におけるひとり暮らし老人世帯の安否確認や公共交通運行路線までの二次交通の確保などが課題となっており、地域振興協議会など地域密着型の支援体制の充実が求められています。このことから、地域振興協議会において、交通空白地有償運送や二次交通の運行により地域の足を確保しているところですが、地域の実情に応じたデマンド型の運行方法を検討するなど、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組んでいくことが必要です。

2 その対策

ア 自治会などの地域コミュニティ活動に対する支援に努めます。

イ 地域振興協議会や地域団体と連携し、集落を支援する集落支援員を育成し、各地区1名以上の確保に努めます。

ウ 地域振興協議会などによる交通空白地有償運送などの運行を支援するとともに、集落の高齢化等に対応した新たな二次交通システムの構築に努めます。

エ 携帯電話などを活用し、高齢者世帯、障がい者世帯などの緊急通報、安否確認の体制を整備します。

オ 自治会などによる廃校施設の保安全管理により、屋内外の環境を整備します。

3 計画

集落の整備に関する計画を次のように定めます。

第10 集落の整備

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続発展特別事業				
	集落整備				
		二次路線バス運行対策費補助事業		町	政策推進課
		交通空白地有償運送補助事業		町	政策推進課

第 11 地域文化の振興等

1 現況と問題点

(1) 芸術文化

価値観が多様化した現代において、町民それぞれの嗜好性による芸術・文化活動、教養や趣味の学習を進めることは、心の豊かさや日々の生活の暮らしに潤いをもたらします。

本町では、これまで芸術や文化鑑賞の場の提供や町民文化展の開催を通じ、町民が芸術・文化に触れ合う機会や発表の場を提供するとともに、芸能団体の連絡協議会を立ち上げるなど文化活動を維持・推進できる環境づくりに努めてきました。

これらの芸術・文化活動が行われる一方、活動団体の構成員の高齢化、活動団体数の減少、合同芸能発表会での出演団体の減少が続いていることから、特に子どもたちや若者の参加を促し、芸術・文化の継承者として育成するほか、各種団体の活動を支援していく必要があります。

(2) 文化財

本町には価値の高い有形文化財や、町の成り立ちや先人の足跡を知る上で欠くことのできない遺跡や民俗資料、地区で大切に受け継がれてきた民俗芸能などの文化財が数多くあります。これらの保存や伝承には、文化遺産などに対する住民の理解と意識の高揚、後継者の育成が必要です。

埋蔵文化財をはじめ各種の文化財は、時代の変遷とともに破壊、滅失などの危険にさらされています。正しい理解と保護思想の徹底、さらには記録による保存や歴史民俗資料館での展示充実、活用が求められています。

本町の歴史民俗資料館は、国道沿いの旧小川小学校へ施設移転してリニューアルオープンし展示内容も充実させましたが、町民や来訪者に対して、本町の歴史や文化に触れ合う機会を増やし、さらに郷土に対する関心や愛着を高めていく取組を行うことが必要です。

また、明治以降の近現代の記録が失われつつあることから、その記録保存に努める必要があります。

第 11 地域文化の振興等

2 その対策

(1) 芸術文化

- ア 町民文化展を充実し、芸術、文化活動に対する意識の高揚を図ります。
- イ 芸術、文化活動を活発化するために組織づくりの検討、支援を進めます。
- ウ 各種講座などを通じて創作活動を積極的に推進します。
- エ 鑑賞機会の拡充や国際交流などを通して他の文化、芸術にふれる機会を提供します。

(2) 文化財

- ア 民俗資料などの収集や歴史の掘り起こしを進めるとともに、歴史民俗資料館を町の文化発信施設と位置付け、雑穀文化などの情報発信に努めます。また、展示資料の充実、資料の活用を図ります。
- イ 民俗芸能保存団体と連携し、先人から受け継がれてきた民俗芸能の保存と伝承に努め、町民が鑑賞できる芸能発表会を開催します。
- ウ 特色ある文化財の保存に努め、体験交流型観光と結びつけた活用を研究します。
- エ 先人の残した貴重な古文書などの記録を保存し、次世代に継承します。
- オ 希少野生動植物の実態把握と保護対策のため、自然調査の成果の活用を図ります。
- カ 明治から平成までの歴史や資料を調査して、その記録を保存し後世に伝えます。

3 計 画

地域文化の振興等に関する計画を次のように定めます。

第 12 再生可能エネルギーの利用の推進

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	歴史民俗資料館LED照明化事業	町	教育委員会事務局
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	歴史民俗資料館運営管理事業	町	教育委員会事務局
	(3) その他			
		郷土芸能祭開催事業 出演団体等謝礼等	町	教育委員会事務局
		埋蔵文化財発掘緊急調査事業	町	教育委員会事務局
		文化財保存事業 郷土芸能団体活動補助	町	教育委員会事務局
		町民会館公演事業 演劇・講演会	実行委員会	教育委員会事務局
		地域文化交流施設運営管理事業 消防設備点検	町	教育委員会事務局
		近現代史調査事業	町	教育委員会事務局

第11 地域文化の振興等

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

本町は美しい海・山・川、変化に富んだ自然景観、森と水の豊かな資源に恵まれており、地域に多様かつ豊富に再生可能エネルギー資源が存在しています。

これまで、災害時の避難施設となる公共施設への太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を進めてきました。

脱炭素社会に向けて、豊富な地域資源を活用した再生可能エネルギーの調査研究を進めるとともに、民間企業等が行う再生可能エネルギーの導入を支援するなど、環境に配慮したまちづくりを推進します。

2 その対策

小水力、バイオマス、風力、太陽光発電など、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を推進します。

3 計 画

再生可能エネルギーの利用の推進に関し必要な事項に関する計画を次のように定めます。

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) その他			
		再生可能エネルギー推進事業	町	政策推進課
		地域木質バイオマス資源利活用事業	町	農林水産課

第13 其他地域の持続的発展に関し 必要な事項

1 現況と問題点

(1) 地域づくり

地域が持続的に発展していくためには、「自らできることは自ら取り組む」という強い意志のもと、行政、団体、地域、住民がそれぞれの知恵を出し合い、課題を共有しながら、地域の特性を生かした個性豊かな地域活動に取り組むとともに、その取組領域を拡大していく必要があります。

これまで本町では、町民の主体的な地域づくり活動の核となる組織として、町内6地域に「地域振興協議会」を組織し、自らが作成した地域振興計画に基づき、地域目標の実現に向け、特色ある取組を進めてきました。これらの成果により、地域住民の中で「協働」の意識と地域振興協議会の存在意義が定着しつつあり、その広がりを見せてきています。人口減少時代の中であるからこそ「自分たちができる、自分たちだからできる」地域づくりを推進するため、地域住民の参画による協働の深化と、それぞれの「地域力」を高める活動が必要です。

(2) 各地域振興協議会の取組

ア 岩泉地域振興協議会

町の中心部に位置し、行政、事業所、商店街、住宅が集中し、教育、観光、医療機関などを有し、町の中核的役割を果たしています。

中でも観光産業の中心である「龍泉洞」は、町の大事な観光資源になっていますが、入洞者は全盛期の半分以下に落ち込んでいるため、地域産業に与える影響は大きなものがあります。

近年、地域産業の低迷や人口減少、後継者不足、大型店舗の進出などから、地元商店街での購買力の低下が著しく、空き店舗が増えて活気が無くなっており、産業の振興と雇用の確保、イベント開催や空き店舗活用による商店街の振興が必要です。

また、農林業の低迷により、年々増えている休耕田・休耕地の利活用に取り組む必要があります。

第13 其他地域の持続的発展に関し必要な事項

平成28年の台風第10号豪雨災害では、多くの家屋や施設が被災しましたが、近年、頻繁に発生する大災害に備え、自主防災組織の充実を図り、大切な生命を守るため、防災訓練を実施するなど、防災体制の強化に努める必要があります。

イ 小川地域振興協議会

町の西部に位置し、古くは酪農や鉱山で栄え、現在は酪農や畑わさび栽培を中心とした農業地域であるとともに、建設業や誘致企業、菌床シイタケ生産施設が立地し、地域の雇用を創出しています。

引き続き、若者の定住化の推進と地域の特性や特産を生かした産業振興を推し進め、雇用の確保と地域経済の活性化を図る必要があります。

また、少子高齢化や過疎化の進行により、地域づくり活動の中心的役割を担う自治会や町内会などの地域コミュニティ組織は、役員等の後継者不足が深刻化し、弱体化の傾向が見られます。

さらには、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、安全・安心な日常生活を送ることに困難をきたす方もあり、何かしらの支援が必要な状況もあります。

今後においても、安全・安心な暮らしやすい生活環境づくりに向けて、社会インフラ等の整備や、環境保全、健康推進、福祉、防犯、防災等の施策の推進と、地域住民の意識の高揚を図りながら、ハードとソフト事業の両輪のもとに、行政、地域、住民が一丸となって暮らしやすい生活環境づくりに努めていく必要があります。

ウ おおかわむら地域振興協議会

大川沿いに東西30キロメートルの深い谷間に細長く集落が点在し、耕作地は地域全体面積の2%に満たない不利な条件にあり、山間地を活用した日本短角種の繁殖・肥育や林業が盛んな地域です。

地域内産業が低迷していることから、木材をはじめ山菜やきのこなど森林資源に徹底的に拘り、それら資源を活用した地区ならではの事業を展開し、地産外商の推進や地域内外との交流促進による地域の産業振興と地域の活性化を図る必要があります。

また、道路整備要望活動と災害に強い生活基盤づくりを推進するとともに、人づくり・組織づくりを通じて、子育て・高齢者福祉と教育文化の支援を行うことが大切です。

エ 小本地域振興協議会

町の東部に位置し、唯一海岸に接しています。津波、洪水や「ヤマセ」といった地理的条件から自然災害に見舞われる宿命を背負っており、過去の教訓を生かし、災害に強いまちづくり人づくりに努めていく必要があります。

地域内産業では沿岸漁業、酪農、稲作が中心的で、畑作への挑戦も進んでいます。漁獲量の減少や輸入品の影響で、高付加価値の農産物や水産物の生産が必要とされています。さらに、高齢化による担い手不足が深刻化しており、新たな担い手の確保が急務となっています。

管内の人口は、過去5年の推移を見ると微減に留まっており、地域内に大規模な誘致企業が4社立地していること、三陸縦貫道路の整備により通勤圏が拡大したことが大きく寄与していると考えられます。

しかし、高齢化と少子化は進んでおり、高齢者の生活のための交通手段の確保や、地域文化の後継者不足が深刻な問題となっています。

これらの課題へ対処するため、地域全体で相互助け合いの「結の精神」がますます重要となっています。

オ 安家地域振興協議会

町の北部に位置し、通院通学、買い物など久慈広域圏とのかかわりが深い地域です。また、石灰岩層が広く分布していて、安家洞、氷渡洞をはじめ100を超える鍾乳洞群を形成しているとともに、安家川には町の天然記念物の「カワシンジュガイ」が生息するなどすぐれた自然環境を保っている地域です。

少子高齢化の進行に伴う人口減少が続いていて、教育・歴史・文化の伝承、各種団体の活力維持などの課題を解決する必要があります。農林業などが衰退し、雇用の場が少ないことから、企業誘致の活動を行いながら、マツタケや日本短角種、安家地大根など特産品の有効活用と、山菜、きのこなど自然資源を生かした新たな産業を興し、雇用の場を確保する必要があります。

第13 其他地域の持続的発展に関し必要な事項

カ 有芸地域振興協議会

町の南部に位置し、猿沢川流域と撰待川流域の山間地に細長く集落が点在する農林業を中心とした地区です。

旧町村単位で最も少ない人口となっており、地域内のコミュニティづくりや集落機能を維持して行くうえにおいても、少子高齢化と過疎化による人口減少の進行が最大の課題です。

地区内人口の減少を抑えて、地域を活性化して行くためには、地域産業を振興していく必要があります。このことから、自然条件に適した雑穀などや特用林産物の生産性の向上を図り、産直販売を促進するとともに、農林水産物の加工研究や自然資源を生かした新たな産業を興していく必要があります。

また、各種イベント開催を支援するほか、耕作放棄地の利用促進、果樹などの産地化、体験型農業、製造など地域特有の取組を通じ、交流人口の拡大を図っていく必要があります。

2 その対策

(1) 地域づくり

ア 住民が持続可能な地域づくりを実現するため自ら考え自ら実施する事業を支援します。

イ 地域振興協議会事務局の人材を積極的に育成しながら、人的、物的な支援体制を構築し、組織強化に努めます。

ウ 人材育成を含め推進母体である地域振興協議会の組織強化や、新たな地域産業リーダーの育成に努めます。

(2) 各地域振興協議会の取組

協働のまちづくり交付金を活用するなどして、持続可能な地域社会の創造を目指し、笑顔と元気あふれる地域づくりを進めます。

ア 岩泉地域振興協議会

自主防災組織を核とした防災体制の強化に努めるとともに、軽スポーツ大会の開催や高齢者見守り活動など、支え合い健康でいきいき暮らせる地域づ

第13 其他地域の持続的発展に関し必要な事項

くりを進めます。また、歴史ある文化と教育がいきづく地域づくり、産業間連携による活力ある地域づくり、自然環境が豊かで心いやされる地域づくり、住民主体で活発に活動する地域づくりを進めます。

イ 小川地域振興協議会

地域の資源を生かして地域経済の活性化を図るとともに、美しい環境の保全のための環境整備や環境美化運動を推進します。また、安全で安心な生活環境づくり、地域の健康、福祉、教育の充実を図る取組を進めます。さらに、郷土芸能の保存など、歴史、文化の香る地域づくりを進めます。

ウ おおかわむら地域振興協議会

地域振興協議会事業の大きな目玉である「秘境大川里山ウォーキング・砂金体験」及び大川流域や櫃取湿原～落合の自然景観を活用し、国道106号とのアクセスを宣伝すると共に、大川～町内（龍泉洞）の観光ラインを設定し町内への滞在期間延長を図る等、町の活性化の一助とし、豊かな森林資源を生かした活力ある産業を振興します。

また、子どもからお年寄りまで健康な地域を目指した誰もが住みやすい環境づくりの推進や自主防災組織の育成・強化を図り防災・減災体制の充実強化に努め、安心して安全な地域づくりを進めます。

さらには、自治会などの各種団体が活発に活動できる支援を行い、薫り高い文化の振興を推進します。

エ 小本地域振興協議会

地域の魅力を活かし、活力ある産業を継承するため、「七頭舞の里おもと鮭まつり」などのイベントを通じて交流人口を増やし、観光や地元産業の理解者＝おもとのファンを増やす取組を進めます。また、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルを活用し、景観整備や外国人含む来訪者の誘致を目指していきます。住民が誇りを持てる地域づくりを目指し、自治会や団体への支援、交通弱者対策、世代間交流の場作り、そして防災や防犯活動の強化を行います。また、郷土芸能の継承や学校活動の支援も継続し、住民主体の地域づくりを推進し「結い」が輝く地域を目指します。

第13 其他地域の持続的発展に関し必要な事項

オ 安家地域振興協議会

豊かな資源を活用した活力ある産業の振興を図ります。また、特色ある食文化の伝承や地場産物の生産振興と地産地消の推進などによる安全な食の伝承に努めます。環境美化運動や高齢者生きがい対策など、安心して生活できる地域環境の整備のための取組を進めます。特色ある郷土芸能や歴史と文化の伝承活動を支援し、夢を持てる教育と文化の創出・伝承に努めます。活力あるコミュニティづくり、防災・減災体制の充実強化を図ります。

カ 有芸地域振興協議会

雑穀などの豊富な地域資源を生かした活力ある産業の振興を図るとともに、高齢者の安否確認や生きがいづくりの推進、防災体制の整備など、地域住民が生きがいを持ち安心して暮らせる地域をつくります。また、安全で安心な食の伝承、薫り高い文化と教育活動の推進、活力あるコミュニティづくりを推進します。

3 計 画

其他地域の持続的発展に関し必要な事項に関する計画を次のように定めます。

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 其他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		協働のまちづくり交付金事業	振興協議会	政策推進課
	(2) その他			
		町民アイデア実践支援事業	団体	政策推進課

事業計画(令和8年度～令和12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業			
			担い手対策事業(農業後継者支援事業) 農業後継者に対する支援対策事業補助金	町	農業の担い手の支援・確保により、本町の基幹産業である農業の維持・振興が図られることから、地域の持続的発展に資するものである。
			果樹経営支援対策事業 果樹生産者に対する生産性向上のための経営安定化補助金	町	果樹生産者を支援することにより、本町の基幹産業である農業の維持・振興が図られることから、地域の持続的発展に資するものである。
			岩泉農業振興公社運営費補助金 一般社団法人岩泉農業振興公社に対する運営補助金	町	岩泉農業振興公社の取組を支援することにより、循環型環境保全農業の推進などが期待され、本町の基幹産業である農業の維持・振興が図られることから、地域の持続的発展に資するものである。
			有害鳥獣対策事業 猟友会に対する有害鳥獣対策補助金	猟友会	有害鳥獣による農林水産物被害を抑えることにより、安定した作物の収穫が期待され、本町の基幹産業である農業の維持・振興が図られることから、地域の持続的発展に資するものである。
			漁業就業者育成支援事業 新規漁業就業者及び受入指導者に対する支援対策事業補助金	協議会	漁業従事者の支援・確保により、水産業の衰退を防ぐとともに、安定的な水産物を供給する水産業の維持・振興が図られることから、地域の持続的発展に資するものである。
	企業誘致	企業立地補助金・奨励事業 誘致企業及び起業家に対する補助金・奨励事業	町	多様な雇用場の創出や町民所得の向上が期待され、定住化や地域経済力の向上が図られることから、地域の持続的発展に資するものである。	
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	情報化			
			携帯電話不感エリア世帯解消事業 携帯電話不感地域における小型無線基地局装置の設置に係る支援	組合	携帯電話不感地域の解消により、町民の生活や産業経済活動に欠かせない情報通信基盤の整備及び地域間の情報格差の是正が図られることから、地域の持続的発展に資するものである。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	公共交通			
			三陸鉄道運営費補助事業 三陸鉄道株式会社に対する運営費補助金	三鉄	住民の日常生活に必要な公共交通の維持・確保が図られるとともに、観光客の利用による来訪者の増加が期待されるなど、快適で魅力ある社会基盤の構築につながることから、地域の持続的発展に資するものである。
			外出支援サービス事業 一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者等を対象とした福祉有償運送事業	町	公共交通機関の利用が困難な交通弱者の生活の足が確保されることにより、住み慣れた地域で安心した生活を送ることが期待されることから、地域の持続的発展に資するものである。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	危険施設撤去			
			公共施設解体事業 老朽化等により危険な状態にある公共施設施設の解体撤去	町	老朽化等により危険な状態にある公共施設を撤去することにより、地域住民の安全・安心な生活環境の確保などの効果が期待されることから、地域の持続的発展に資するものである。

資料編

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業 調理が困難な在宅の高齢者等に対して、 定期的な訪問による栄養確保のための食事 の提供と安否確認の実施	町	高齢者等の健康増進及び在宅福祉の向上により、 住み慣れた地域で豊かな暮らしを送ることが期待さ れることから、地域の持続的発展に資するものであ る。
		緊急通報体制等整備事業 要援護高齢者や一人暮らし高齢者に対す る緊急通報装置の貸与	町	見守りが必要な高齢者の安否確認と非常時の緊急 連絡が可能となることにより、住み慣れた地域で安心 した暮らしを送ることが期待されることから、地域の持 続的発展に資するものである。
	その他	子ども・妊産婦医療費助成事業 子ども及び妊産婦に対して医療費の一部を 助成するもの	町	医療費の一部を助成し、適正な医療機会を確保す ることにより、心身の健康の保持などの効果が期待さ れるとともに、子育て支援の充実が図られることから、 地域の持続的発展に資するものである。
		結婚記念品支給事業 町内在住の婚姻者に対する記念品の贈呈	町	結婚対策として独自の事業を展開することにより、 魅力あふれる町づくりによる定住化の促進などの効 果が期待されることから、地域の持続的発展に資す るものである。
	7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
民間病院		地域医療確保対策補助金 医師の派遣に係る経費の一部を補助するも の	町	適正な医療機会の確保により、住み慣れた地域で 安心した生活を送ることが期待されることから、地域 の持続的発展に資するものである。
		医療機器等整備補助金 医療機器等整備に係る経費の一部を補助 するもの	町	適正な医療機会の確保により、住み慣れた地域で 安心した生活を送ることが期待されることから、地域 の持続的発展に資するものである。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高等学校	岩泉高校振興事業補助金 岩泉高校の部活動振興、進路指導充実、 学力向上等に対する補助金	岩泉高校振興会	魅力ある学校運営、個性豊かな人間性を育む教育 環境づくりにより、地域や町の将来を担う人材の育成 が期待されるとともに、他校との差別化による高校生 の町外流出を防ぐきっかけとなることから、地域の持 続的発展に資するものである。
		岩泉高校進学支援補助金 岩泉高校から大学進学する場合の授業料 等に対する補助金	岩泉高校振興会	経済的理由による進学困難者の解消を図り、進学 機会の増加を促すことにより、地域や町の将来を担う 人材の育成が期待されるとともに、他校との差別化に よる高校生の町外流出を防ぐきっかけとなることから、 地域の持続的発展に資するものである。
		岩泉高校通学費補助金 岩泉高校の生徒の通学費及び寮費に対す る補助金	岩泉高校振興会	魅力ある学校運営、個性豊かな人間性を育む教育 環境づくりにより、地域や町の将来を担う人材の育成 が期待されるとともに、他校との差別化による高校生 の町外流出を防ぐきっかけとなることから、地域の持 続的発展に資するものである。
	生涯学習・スポーツ	ドリームサポート事業 同高校生徒の夢実現のための国内外にお ける産業・教育・文化に関する研修事業費に 対する補助金	岩泉高校	魅力ある学校運営、個性豊かな人間性を育む教育 環境づくりにより、地域や町の将来を担う人材の育成 が期待されるとともに、他校との差別化による高校生 の町外流出を防ぐきっかけとなることから、地域の持 続的発展に資するものである。
		スポーツ推進事業(NPO委託事業) 各種スポーツ教室や大会、町内のスポーツ 団体の運営支援等の事業を特定非営利活動 法人岩泉地域活動推進センターに委託する もの	町	町民の健康増進や生き生きと心豊かに暮らせる地 域の実現が期待されることから、地域の持続的発展 に資するものである。
	その他	社会教育推進事業(NPO委託事業) 社会教育事業や地域生涯学習事業等を特 定非営利活動法人岩泉地域活動推進セン ターに委託するもの	町	町民の多様化する学習機会の提供により、生き生 きと心豊かに暮らせる地域の実現が期待されることか ら、地域の持続的発展に資するものである。

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	二次路線バス運行対策費補助事業 公共交通空白地の解消を図るための二次 交通運行経費に対する補助	町	本町の広大な面積の中でも交通弱者の生活の足 が確保されることにより、住み慣れた地域で安心した 生活を送ることが期待されることから、地域の持続的 発展に資するものである。
		交通空白地有償運送補助事業 交通空白地の解消を図るための交通空白 地有償運送経費に対する補助	町	本町の広大な面積の中でも交通弱者の生活の足 が確保されることにより、住み慣れた地域で安心した 生活を送ることが期待されることから、地域の持続的 発展に資するものである。
10 地域文化の振 興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	歴史民俗資料館運営管理事業 適正な施設管理と資料館の展示充実を図 るもの	町	町の貴重な文化財が将来にわたって保存・活用・ 継承されることにより、町民や来訪者の町の歴史や 文化財に対する理解と関心、郷土に対する愛着の高 まりが期待されることから、地域の持続的発展に資す るものである。
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		協働のまちづくり交付金事業 地域振興協議会が地域活性化に向けた取 組を行うための運営費を補助するもの	振興協議会	地域住民の参画による住民と行政の協働によるま ちづくりの実現が図られることから、地域の持続的発 展に資するものである。